

徳島市行財政改革 推進プラン 2021

～質の高い持続的な成長の実現～

令和3年3月

徳島市

はじめに

本市では、平成17年に行財政健全化計画を策定し、行財政改革に着手して以降、4次にわたり行財政改革に取り組んでいるところです。この間では、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応することができ、市民が真の「豊かさ」を実感できる市政の実現を目指してまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気後退に伴い、市税等の一般財源収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、今後10年間の財政収支試算では、令和6年度には財政調整基金と減債基金が枯渇する見通しとなるなど、本市を取り巻く環境は大きく変わってきています。

しかし、どのような状況下にあっても、安定した行財政運営を目指すとともに、市政運営の方針である新たな総合計画に掲げる将来像「わくわく実感！水都とくしま」の実現に向けては、更なる効果的で効率的な行財政運営と、政策の実現を支える健全な行財政基盤が不可欠です。

このことから、将来を見据えた健全な行財政基盤の確立に向け、ポストコロナ時代の「新たな日常」構築の原動力となるよう、現在の推進プランの見直しを行い、「徳島市行財政改革推進プラン2021」を策定いたしました。

行財政改革の推進に当たっては、私自らが先頭に立ち、ワンチームとなって「質」の高い持続的な成長が実現する市政に向け、スピード感を持って全力で取り組んでまいりますので、本市の行財政改革に向けた取組への市民の皆さまの一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました市議会議員の皆さまをはじめ、市民会議委員及び市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

徳島市長 内 藤 佐和子

目 次

第 1 部 行財政運営の基本構想

I	これまでの行財政改革の歩み	1
1	行財政健全化の推進	1
2	行財政力強化の推進	1
3	行財政改革の推進	2
II	本市を取り巻く環境の変化と課題	4
1	社会情勢の変化と課題	4
2	国の政策	7
3	財政状況	8
4	新たな総合計画の策定	10
III	これからの行財政運営	12
1	行財政運営の基本理念	12
2	見直しの趣旨	13
3	推進プランの名称と期間の変更	13
4	計画の対象	13
IV	基本方針	14
V	計画の実施方法	15
1	財政構造の改善	15
2	職員配置の適正化	21
VI	K P I（重要業績評価指標）	25
VII	計画の推進と進行管理	26
1	計画の推進	26
2	進行管理	26
3	SDGsの推進	28

第2部 実施計画

I	戦略的に取り組む項目	29
II	実施計画	32
1	取組項目一覧	32
2	取組項目	36

参考資料

I	徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱	103
II	徳島市行財政改革推進市民会議委員名簿	104
III	徳島市行財政改革推進本部設置要綱	105
IV	用語解説	106

第1部

行財政運営の基本構想

I これまでの行財政改革の歩み

1 行財政健全化の推進

本市では、平成 17 年 2 月の「財政危機宣言」を踏まえ、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、平成 17 年 12 月に「徳島市行財政健全化計画 2005」（平成 18 年度～21 年度。以下「第 1 期計画」という。）を策定し、79 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、外部委託の推進や公の施設への指定管理者制度の導入等により、削減目標数 251 人を 8 人上回る 259 人を削減するとともに、財政面では、徹底した歳入確保及び歳出抑制により、計画額 152 億円を 39 億円上回る 191 億円の財源を確保し、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避することができました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「第 2 期徳島市行財政健全化計画 2010」（平成 22 年度～25 年度。以下「第 2 期計画」という。）では、第 1 期計画で取り組んできた健全化の歩みを停滞させることなく、更なる行財政健全化を効果的・効率的に推進するため、56 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、削減目標数 70 人を 2 人上回る 72 人を削減するとともに、財政面では、安定的・弾力的な財政構造への転換に向けた取組により、約 60 億円の基金残高（財政調整基金・減債基金）を確保しました。

2 行財政力強化の推進

これまでの健全化の取組だけでなく、様々な「力」を強化しながら、次のステージへと進むため、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向け、平成 26 年 3 月に「徳島市行財政力強化プラン 2014」（平成 26 年度～29 年度。以下「強化プラン」という。）を策定し、安定的な財政運営や職員配置の適正化とともに、4 つの基本的な方針に基づく 38 の取組項目を実施してきました。

その成果として、職員数では、44 人を削減するとともに、財政面では、平成 29 年度決算において、財政中期展望における基金充当後の累積収支 31 億円を上回る 57 億円の基金残高を確保しました。

3 行財政改革の推進

このように、平成 18 年度以降、3 次にわたり行財政運営に関する取組を実施し、行財政健全化や行財政力の強化に取り組むことで、職員数の削減、基金残高の確保、市民サービスの強化などで一定の成果を挙げてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の変化等は急激に加速し、主要財源である市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係費の大幅な増加や、老朽化に伴う公共施設等の改修、更新に多額の経費が必要となることが見込まれることから、これまで以上に財政構造の改善に主眼を置いた行政運営を行うことが必要となりました。

このように厳しい財政状況を鑑み、将来にわたって健全な行財政基盤づくりを行うため、平成 30 年 3 月に「徳島市行財政改革推進プラン 2018」（平成 30 年度～令和 3 年度の 4 か年計画。以下「推進プラン」という。）を策定し、持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して取り組んでいるところです。

■ これまでの計画の主な取組成果

計 画	主な取組成果
第 1 期計画 (平成 18 年度 ～21 年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 259 人の職員数削減・ 191 億円の財源確保・ 新窓口の開設（母子・乳幼児コーナーや証明コーナーの開設、フロアマネージャーの配置等）・ 市民参加基本条例の制定・実施・ 職員提案制度の実施
第 2 期計画 (平成 22 年度 ～25 年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 72 人の職員数削減・ 約 60 億円の基金残高の確保・ 休日窓口の開設・ 支所での税務証明書の発行・ コンビニエンスストアでの市税等の収納
強化プラン (平成 26 年度 ～29 年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 44 人の職員数削減・ 財政中期展望における基金充当後の累積収支 31 億円を上回る 57 億円の基金残高の確保（平成 29 年度決算）・ さわかすみイル運動や窓口総合勉強会の実施・ 子ども・子育ての相談窓口やポータルサイトの開設・ コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付・ ホームページの全面リニューアル・ 国民健康保険料等のペイジー口座振替受付サービスの開始・ 市民病院内にがんセンターや患者支援センターを設置

計 画	主な取組成果
推進プラン （平成 30 年度 ～令和 3 年度） のうち 計画当初の 3 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 46 人の職員数削減(見込み) ・ 財政健全化フレームにおける累積財源確保計画額 26 億円を上回る 36 億円の財源確保（令和元年度決算） ・ 避難行動要支援者の個別計画策定を促進 ・ マイナンバーカードの普及促進 ・ マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用できる制度を開始 ・ 公共下水道事業への地方公営企業法の全部適用、上下水道局への統合実施 ・ 「ふれあい収集」の開始 ・ ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の配信開始 ・ 産官学との連携事業の推進（包括連携協定の締結） ・ ごみ収集業務の一部や学校給食調理業務の外部委託を推進 ・ 時差出勤制の試行導入 ・ 徳島東部地域 DMO（イーストとくしま観光推進機構）を中心とした観光地域づくり ・ 事務事業の総点検に係る専門部会を設置し、全事務事業をゼロベースで見直し ・ 「納税コールセンター」の開設 ・ モバイルレジによる市税等の収納 ・ 差押物件のインターネット公売や、県・市合同公売会を実施 ・ 徳島市産業支援交流センターを開館 ・ スマホ定期券の販売を開始 ・ 未利用財産の処分や広告媒体の拡大による更なる財源の確保 ・ ネーミングライツ制度の本格導入や、クラウドファンディングの実施による新たな財源の確保 ・ 市立教育・保育施設の再編計画推進

II 本市を取り巻く環境の変化と課題

1 社会情勢の変化と課題

(1) 本格的な人口減少社会の到来

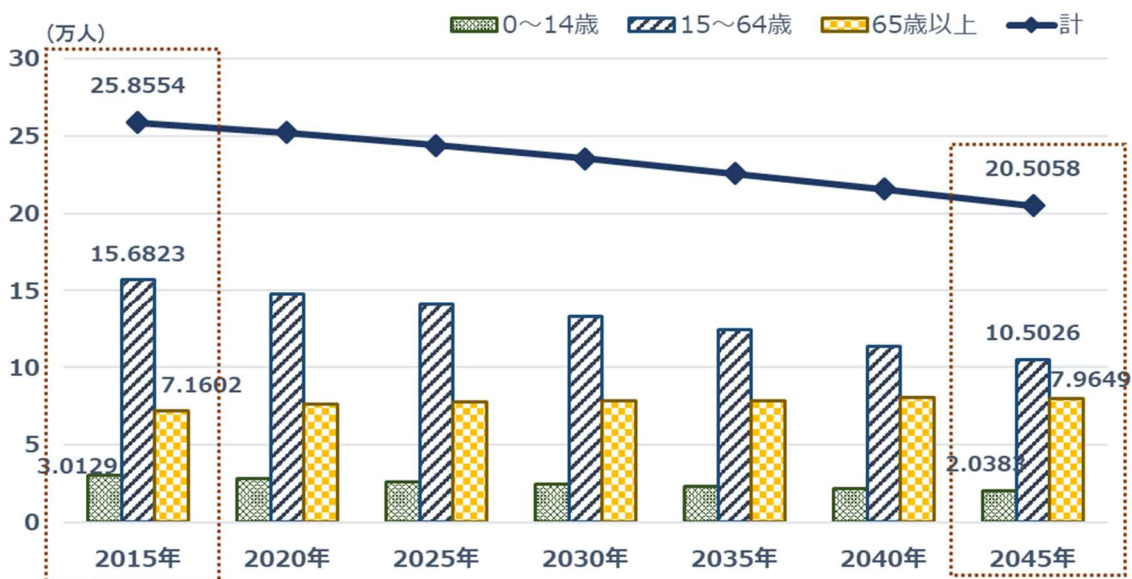
平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、調査開始以来、初めて日本の総人口が減少しました。また、令和元年（2019 年）には、年間出生数が 86 万 5 千人と過去最少を記録し、国は、「令和 2 年版少子化社会対策白書」において、この現状を「86 万ショック」と呼ぶべき状況であると改めて危機感を表現しました。

人口減少は地方において特に深刻であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市人口は、令和 27 年（2045 年）に約 20 万 5 千人まで減少すると推測されています。

出生数の減少と死亡数の増加を背景とした人口減少に伴う影響は、地域産業の衰退や地域コミュニティの担い手不足による機能低下が想定されるだけでなく、生産年齢人口の減少に伴う、市税等の一般財源収入の減少や、また、高齢化社会の到来による社会保障関係費の大幅な増加が想定され、一段と厳しい財政状況による市民サービスの低下が懸念されます。

本格的な人口減少社会の到来に対して、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すためには、東京一極集中を是正し、地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進していくことが、地方創生への重要な課題となります。

■ 徳島市の将来推計人口



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 激甚化・頻発化する自然災害への対応

今後 30 年以内に 70%~80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震に加え、近年、大型台風や豪雨による大規模水災害が多発するなど、いつ起こるか分からない自然災害のリスクに備え、防災・減災・国土強靱化についてデジタル化・スマート化を図りつつ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する必要があります。例えば、自治体が収集するデータと、民間が運営するシステム上で公開されているデータ（水位・潮位・交通・気象）などを一か所で蓄積・集約することで、短時間での集中豪雨による浸水被害や土砂災害などを予測できることにつながり、こうしたデジタル技術を活用した危機管理体制の充実のもと、市民の命と暮らしを守るために、リアルタイムでスピーディに正確な情報を確実に伝達することが重要です。

また、「公助」だけで対応することが不可能となる大規模災害において、自らの安全は自らで守る「自助」や、地域コミュニティにおける相互の助け合い「共助」は、とても効果的な対応策であり、地域で取り組む防災対策は、引き続き推進していく必要があります。

(3) Society5.0 の推進による地域の魅力創出

国は、Society5.0 の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）の活用により、地域の機能やサービスを効率化・高度化し、地域課題の解決及び地域の魅力向上を図ることが重要であるとともに、未来技術を地域の特性に応じて有効に活用することが、地方創生を推進するとしています。

今後は、本市においてもこれまで以上に、A I ・ R P A 等を活用した効率的な行財政運営を推進するとともに、I C T やマイナンバーカードの利活用を促進し、利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

(4) リモートワーク推進等による移住等の推進

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの人テレワークを経験し、地方移住や、副業、ワーク・ライフ・バランスの充実への関心の高まりがみられるなど、国民の意識・行動が大きく変容してきている、この機会を逃すことなく、民間企業のしごとの地方移転と社員等の地方移住を推進するとしています。

また、地方におけるサテライトオフィスの開設、リモートワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、若者を惹きつけるような魅力のあるしごとを地方に作り出すとともに、地方の魅力を高めることで、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するとしています。

このように、本市においても、新しいひとの流れを作り出し、転入者数を増加させるためには、地域のブランド力を高めることで企業誘致を推進し、また、若年層が就労・移住しやすい環境を整備することで、ひとを惹きつけるような魅力的な地域を作り出していくことが不可欠です。

(5) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

国は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念とする「SDGs」の理念に沿って、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進することで、政策の効率化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるとしています。

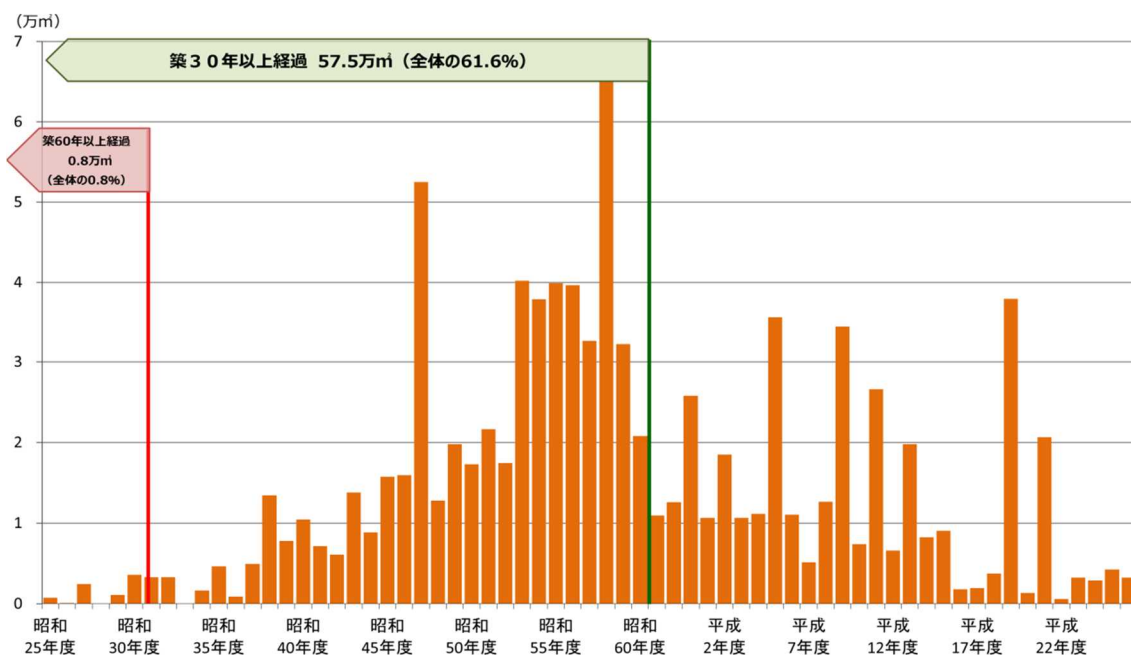
本市においても、産官学による連携推進の拡大や、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に地域課題解決に参画するなど、「SDGs」を原動力とした地方創生を推進することによる持続可能なまちづくりに取り組むことが求められています。

(6) 公共施設等のマネジメント

本市では、公共施設等の管理に関する基本方針を定めた「徳島市公共施設等総合管理計画」（平成29年度～令和8年度。以下「総合管理計画」という。）を平成28年12月に策定しました。この計画において、本市の公共施設等（建物）のうち、築30年以上経過したものが延床面積全体の60%程度を占めており、近い将来、一斉に老朽化に伴う大規模改修・更新の時期を迎えることになります。

今後は、社会環境の変化や厳しい財政状況を踏まえながら、長期的な視点を持って計画的に施設の改修や更新、規模の適正化を進めるため、総合管理計画に基づき策定された個別施設計画により、公共施設等の長寿命化、同類施設の統廃合を含む保有量の適正化、施設運営方法の最適化・効率化に早急に取り組む必要があります。

■ 公共施設等（建物）の年度別整備状況



2 国の政策

(1) 将来にわたり「活力ある地域社会」の実現を目指す

国は、令和元年12月に閣議決定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京一極集中」の是正を共に目指し、2020年度を初年度とする今後5か年において、地域経済・生活の再興に向けての施策を推進していくとしています。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、テレワークなどの経験や地方移住、副業、ワーク・ライフ・バランスの充実への関心の高まりなど、国民の意識・行動の大きな変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速化させ、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めつつ、ポストコロナ時代の「新たな日常」に向けて、東京一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図ることが求められています。

(2) 「新たな日常」の実現

国は、令和2年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」（いわゆる「骨太の方針」）において、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装と、その環境整備を強力に推進し、通常であれば10年掛かる改革を、将来を先取りする形で一気に進めるとしています。

本市においてもマイナンバーカードの利便性を向上させるとともにICTの利活用を促進し、オンライン申請等をはじめとしたデジタル化による市民サービスの向上や、情報システムの標準化・共通化による事務事業の効率化など、次世代型行政サービスの推進が重要な課題になります。

(3) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

新型コロナウイルス感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き始めたことに伴い、国は、デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による質の高い経済社会の実現を目指しています。あわせて、地方には、国と連携し、複数の地方自治体による広域的な対応を可能とする公共サービスの広域化・共同化を進め、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行財政制度を構築することが求められています。

こうした経済・財政一体改革を推進するに当たり、政策目的を明確化した上で、合理的根拠に基づく予算の重点化や、複数年にわたる取組等の予算編成との結びつきを強化するなど、ワイズスペンディングを徹底し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくことが、地方行政運営でも重要となります。

3 財政状況

(1) 本市の財政状況

令和元年度の一般会計決算は、市税をはじめとする主要一般財源収入が減少する一方で、社会保障関係費等で構成される民生費が大幅に増加したことなどにより、収支の不足を補うために財政調整基金を6億円取り崩しました。

このことにより、実質収支では約3億円の黒字を保ちましたが、財政調整基金の取崩し等を行わなければ3億円超の赤字となりました。

近年の決算では、赤字を埋めるために財政調整基金及び減債基金からの繰入を行うことが多く、平成27年度末で約70億円あった基金残高が、令和元年度末には54億円と、4年間で約16億円、約23%減少しています。

また、財政構造においても、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率（義務的経費等の経常経費に、市税等の経常的な一般財源が充当された割合）が高い水準で推移しており（令和元年度決算：96.7%）、財政の硬直化が進行している状況となっています。

(2) 今後の収支見通し

今後の財政状況については、歳入面では生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退などにより、市税など自主財源の大幅な減少が見込まれる一方、歳出面では景気後退や高齢化の進展等による扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持補修経費や改修経費の需要増が見込まれており、更に厳しさを増すことが想定されます。

こうした状況下にあっても、社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、住民に安全・安心な暮らしを提供し続ける必要があることから、現状の財政運営を継続した場合の見通しを十分に踏まえた上で、将来にわたり持続可能な行財政運営に向けた改善策を見出していくことが重要です。

このことから、現在の財政状況を見極めるために、今後の財政収支試算を作成しました。

その結果、令和2年度決算見込を踏まえた今後の財政収支は、令和2年度から令和12年度までの各年度で収支不足が見込まれ、不足額の累計は、11年間でおおよそ120億円に達する見込みとなっています。

仮に、財政収支試算の収支調整の全てを財政調整基金及び減債基金の取崩しにより対応した場合、令和6年度で基金が枯渇する見通しとなっており、現状のままでは極めて厳しい財政状況になることが予測されます。

■ 財政収支試算（一般会計・事業費ベース）

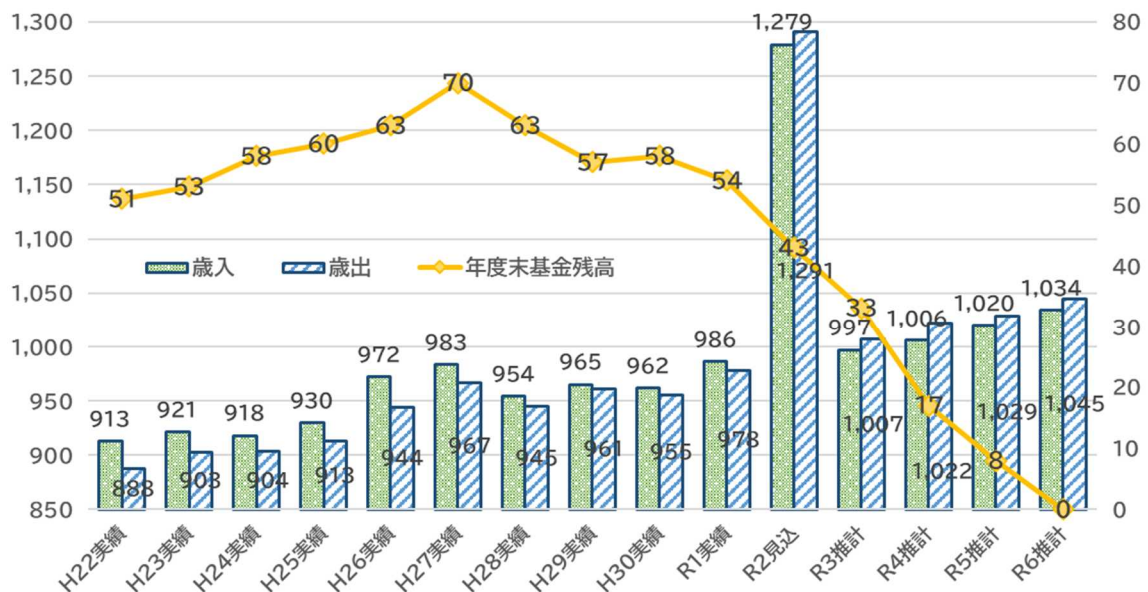
(単位:億円)

	実績			見込	推計			
	H29年度	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳入	965	962	986	1,279	997	1,006	1,020	1,034
(1)市税	398	412	409	399	401	404	410	413
(2)地方交付税	85	83	87	92	97	94	93	95
(3)国県支出金	265	258	278	566	282	289	297	304
(4)市債	86	90	89	64	60	60	60	60
(5)その他	131	119	123	158	157	159	160	162
歳出	961	955	978	1,291	1,007	1,022	1,029	1,045
(1)義務的経費	580	580	582	612	621	634	639	654
人件費	185	187	182	204	202	204	201	205
扶助費	305	306	313	321	331	341	352	364
公債費	89	87	87	87	88	89	86	85
(2)投資的経費	80	80	88	84	84	84	84	84
(3)その他	301	295	308	595	302	304	306	307
財源不足額	▲5	4	▲3	▲12	▲10	▲16	▲9	▲11
累積収支	基金取崩額	基金取崩額	基金取崩額	▲12	▲22	▲38	▲47	▲58
(基金充当後)	7	0	6	(43)	(33)	(17)	(8)	(▲3)

※令和2年9月作成の財政収支試算を使用しています。※(基金充当後)は、累積収支に財政調整基金及び減債基金を充当した後の収支です。※R2年度決算見込額にはコロナ関連経費を含みます。※今後の経済情勢等により変動します。※令和2年度以降の歳入には、財政調整基金等からの繰入金は含みません。※端数処理の関係で計が合わないところがあります。※R2年度以降の人件費には、会計年度任用職員の給与費が含まれています。

■ 決算額と基金残高（財政調整基金+減債基金）の推移

(単位:億円)



4 新たな総合計画の策定

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」（以下「総合ビジョン」という。）を平成 29 年 3 月に策定し、市政運営を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、近年、人口減少問題の深刻化、激甚化する自然災害のリスクに加えて新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクの発生、これらに伴う財政状況の更なる悪化など、本市を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、深刻化・多様化する政策課題への対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、経済や社会に大きな変化をもたらす A I や 5 G など技術革新の急速な進展、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す「SDGs」の推進など新たな時代の潮流を捉えて、今後は市政を推進していくことが求められています。

このような社会情勢の変化に、スピード感を持って、柔軟かつ的確に対応できる徳島市とするために、現状をしっかりと把握し、新しい将来像や目標・方向性を定め、総合ビジョンに代わる市政運営の指針として、新たに「徳島市総合計画 2021ー水都とくしま「新創造」プランー（以下「総合計画」という。）」を策定します。

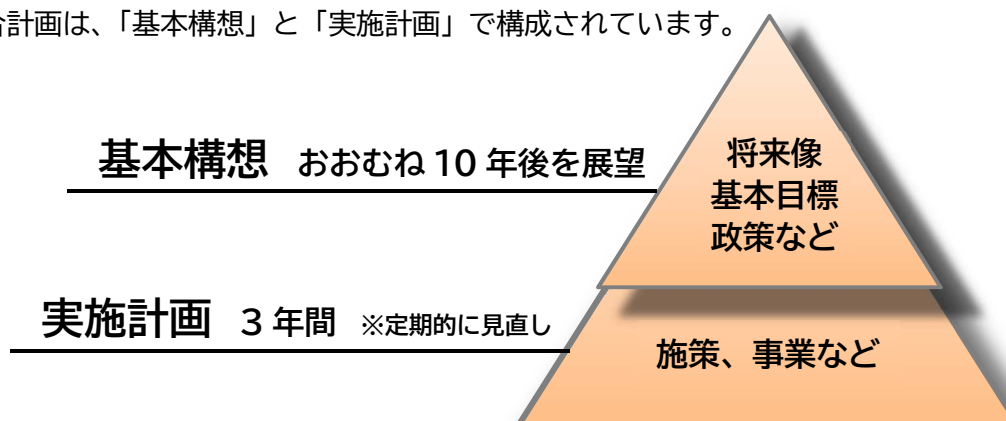
(2) 総合計画の役割

総合計画は、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた基本目標等を明らかにし、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくために策定する、本市の最上位計画と位置付けられる計画です。

今後も、市民が真の「豊かさ」を実感し、将来に希望が持てる市政の実現を目指した行財政運営を行うために、総合計画は重要な役割を担っています。

(3) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「実施計画」で構成されています。



(4) 将来像

わくわく実感！ 水都とくしま

「本市ならではの魅力があふれ、誰もが『このまちが好き』
と感じられるわくわくするまち」を目指します。

(5) まちづくりの基本目標・政策

基本目標① 誰一人取り残さない！希望あふれるまち「とくしま」の創造
＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち＞

政策1：子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり

政策2：誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちづくり

基本目標② 多様性を認め合える！個性あふれるまち「とくしま」の創造
＜一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞

政策3：誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくり

政策4：市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり

基本目標③ 強靱で未来へと続く！安心あふれるまち「とくしま」の創造
＜災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち＞

政策5：市民の生命や安全な暮らしをまもるまちづくり

政策6：豊かな自然環境と快適な生活環境が充実した住みやすいまちづくり

基本目標④ 地域経済を牽引する！活力あふれるまち「とくしま」の創造
＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち＞

政策7：市民の豊かな暮らしと社会を支える経済基盤を確立するまちづくり

政策8：まちのにぎわいと人の流れを創出するまちづくり

【行政運営方針】

①市民参加の推進 ②行政運営機能の強化 ③健全な行財政基盤の確立

Ⅲ これからの行財政運営

1 行財政運営の基本理念

本市では、これまでの第1期計画及び第2期計画に基づき、財源確保や定員の適正化等に取り組み、行財政健全化において一定の成果を挙げたのち、強化プランでは、これまでの健全化の取組だけでなく、これらの成果を土台に職員力や組織力等の様々な「力」の強化に取り組んできました。

また、平成30年4月からの推進プランでは、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、将来にわたり健全な行財政基盤づくりを行うため、更なる行財政改革に取り組んでいくところです。

一方で、国全体が新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現を目指す中、今後も多くの地方自治体は、人口減少や高齢化の更なる進行、東京一極集中による地域格差の拡大及び激甚化・頻発化する自然災害への対応など、ますます厳しい外部環境にさらされることとなります。

本市においても、人口減少や高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより、市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できないとともに、社会保障関係費である扶助費の増加や、老朽化に伴う公共施設等の改修・更新に多額の経費が必要となることを見込まれ、極めて厳しい財政状況となることが予測できます。

しかしながら、地方自治体の使命は「住民の福祉」であり、どのような状況下にあっても、住民の安全・安心な生活を守り、確保し続けなければなりません。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観へと多方面に波及してきており、今後は、この局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、東京一極集中の是正による地方創生を目指した行財政運営を行うことが重要です。

これらのことから、財政構造の改善に主眼を置き、市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化を促進し、更なる行財政改革にスピード感を持って取り組むことで、持続的な成長が実現する市政を目指します。

また、全ての事業に対し「選択と集中」を促進し、本市の財政状況に即した行政運営を行うことにより、引き続き質の高い市民サービスの継続的提供に取り組むとともに、市民が真の「豊かさ」を実感し、将来に希望が持て、さらには「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指します。

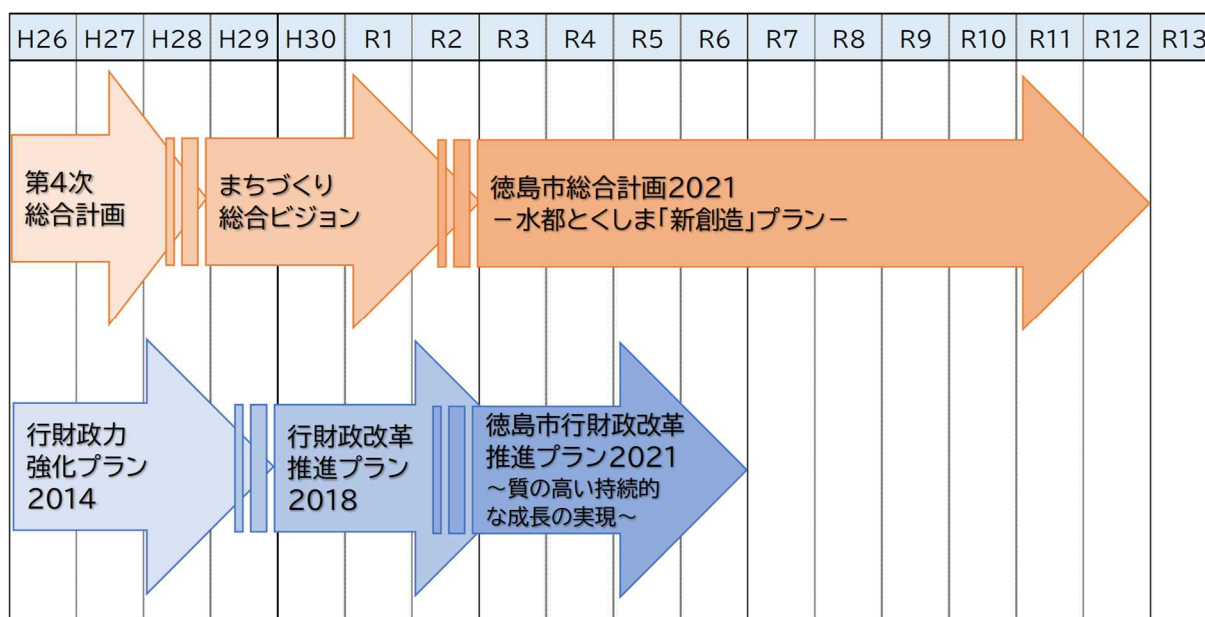
2 見直しの趣旨

行財政運営の基本理念に基づき、本市を取り巻く様々な課題や、環境変化等に柔軟に対応するとともに、総合計画の基本構想で掲げる「将来像」を実現するためには、更なる効果的で効率的な行財政運営と、政策の実現を支える健全な行財政基盤が不可欠であり、引き続き行財政改革を強力に推進していく必要があります。

このことから、これまでの推進プランの考え方や推進方策等については基本的に継承しつつ、社会環境の変化に迅速に対応できる行政運営機能の強化や、財政構造の改善に主眼を置いた行財政改革などにより、将来を見据えた健全な行財政基盤の確立に向け、「新たな日常」構築の原動力となるよう、見直しを行います。

3 推進プランの名称と期間の変更

推進プランの名称を、「徳島市行財政改革推進プラン 2021 ～質の高い持続的な成長の実現～」に改め、計画期間を、平成 30 年度（2018 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 7 年間に変更します。



4 計画の対象

全部局を対象とします。

IV 基本方針

これまでの推進プランと同様に、総合計画に掲げる3つの「行政運営方針」を基本方針として、政策課題に即した取組内容とし、財政構造の改善に主眼を置いた行財政改革を推進します。

基本方針1 市民参加の推進

- ◆誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現
- ◆誰もが活躍する地域社会の推進
- ◆多種多様な主体と連携した市民が主役のまちづくり

基本方針2 行政運営機能の強化

- ◆「新たな日常」に対応したデジタル化の推進
- ◆ICTの利活用による次世代型行政サービスの推進
- ◆民間活力の積極的な活用
- ◆女性が活躍し希望をかなえる環境整備
- ◆新しい時代の流れを力にかえる職員力の向上
- ◆県や近隣自治体との広域連携の推進

基本方針3 健全な行財政基盤の確立

- ◆市税等の自主財源の確保
- ◆受益者負担の適正化
- ◆事務事業の「選択と集中」
- ◆ファシリティマネジメントの推進

V 計画の実施方法

1 財政構造の改善

(1) 収支不足への対応（財源確保対策）

財政収支試算では、現状のままの財政運営を続けた場合、一定の前提条件を付した機械的試算ではあるものの、令和2年度決算見込を踏まえた今後の財政収支は、令和2年度から令和12年度までの11年間でおよそ120億円の収支不足が見込まれ、令和6年度までの5年間では、58億円の収支不足が見込まれています。

この、収支調整の全てを財政調整基金及び減債基金の取崩しにより対応した場合、令和6年度で基金が枯渇する見通しです。

このため、歳入・歳出両面から収支不足に対する財源確保対策を講じることにより、財政調整基金等の取崩しを抑制し、収支バランスを維持することができる財政運営へと改善を図ります。

(2) 歳入の確保

市税等の徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を推進します。また、未利用財産の売却のほか、ふるさと納税やクラウドファンディングの実施など、多様な財源の確保を図ります。地方債を財源とする事業については、交付税措置のある有利な地方債を活用します。

(3) 歳出の抑制

歳入の確保に努めながら、収支バランスを維持するため、歳出の抑制を図ります。本市の運営体制を見直すとともに、徹底した内部努力や「選択と集中」による事業の精査・見直しによる経費の削減、特別・企業会計の経営改善による一般会計からの基準外繰出金の抑制等に努めます。

【歳入・歳出の見通し】



■ 財政健全化フレーム

(単位:億円)

財政 収支 試算	区 分	H29 実績	H30 実績	R1実績	R2見込	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計
	財源不足額 A	▲ 5	4	▲ 3	▲ 12	▲ 10	▲ 16	▲ 9	▲ 11
不足額累計 B	—	—	—	▲ 12	▲ 22	▲ 38	▲ 47	▲ 58	

※令和2年9月作成の財政収支試算を使用。

※R2年度決算見込額にはコロナ関連経費を含む。

※R2年度以降の歳入には財政調整基金等からの繰入は含まない。

区 分		R3	R4	R5	R6	計
歳入の確保		3	6	6	10	25
市税等の徴収強化		1	3	2	6	12
更なる財源確保		1	3	4	5	13
歳出の抑制		5	9	10	11	35
徹底した内部努力		1	2	1	2	6
事業見直し、特別・企業会計の健全化		3	7	9	10	29
財源確保計画額	単年度 C	7	15	17	21	—
	累 積 D	7	22	38	60	—

財 源 確 保 対 策 後 の 収 支	R2	R3	R4	R5	R6
単年度収支 A + C	▲ 12	▲ 3	▲ 2	8	10
累積収支 B + D	▲ 12	▲ 15	▲ 16	▲ 9	2
基 金 残 高	43	40	39	46	57

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

■ 関連する主な取組項目

区 分	主な取組項目
市税等の徴収強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28 市税の課税対象把握の徹底 ・ 29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
更なる財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 事務事業の見直し(受益者負担の適正化) ・ 34 多様な財源の確保 ・ 35 広告事業等による財源の確保 ・ 36 ふるさと納税の推進 ・ 37 公有財産の処分・活用
徹底した内部努力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 ワーク・ライフ・バランスの実現 ・ 19 職員配置の適正化 ・ 20 職員給料・諸手当の見直し
事業見直し、 特別・企業会計の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 外部委託の推進 ・ 24 産官学との連携の推進 ・ 26 効率的な予算編成の推進 ・ 30 事務事業の見直し ・ 32 生活保護の適正実施 ・ 33 特別会計・企業会計の経営の適正化 ・ 38 公共施設の最適化

(4) 基金に依存しない財政運営

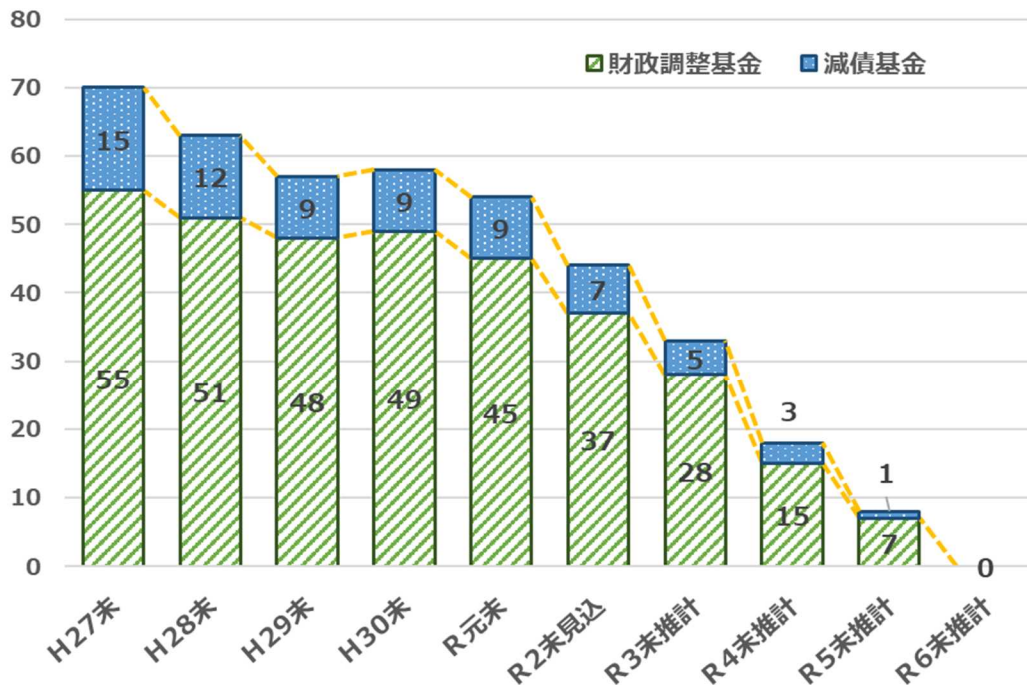
収支不足を財政調整基金等で補てんするような対応を続ければ、いずれは基金が枯渇し、財政運営が立ち行かなくなります。

こうした状態から脱却し、基金への依存を極力抑制するためには、あらゆる手段を講じて、歳入を増加させる取組を積極的に行うとともに、その財源の範囲内で、歳出を効果的・効率的に執行することが重要です。

歳入規模に見合った歳出規模を堅持していくことを基本とし、過度に基金に依存しない財政運営を目指します。

■ 財政調整基金・減債基金残高の推移

(単位:億円)



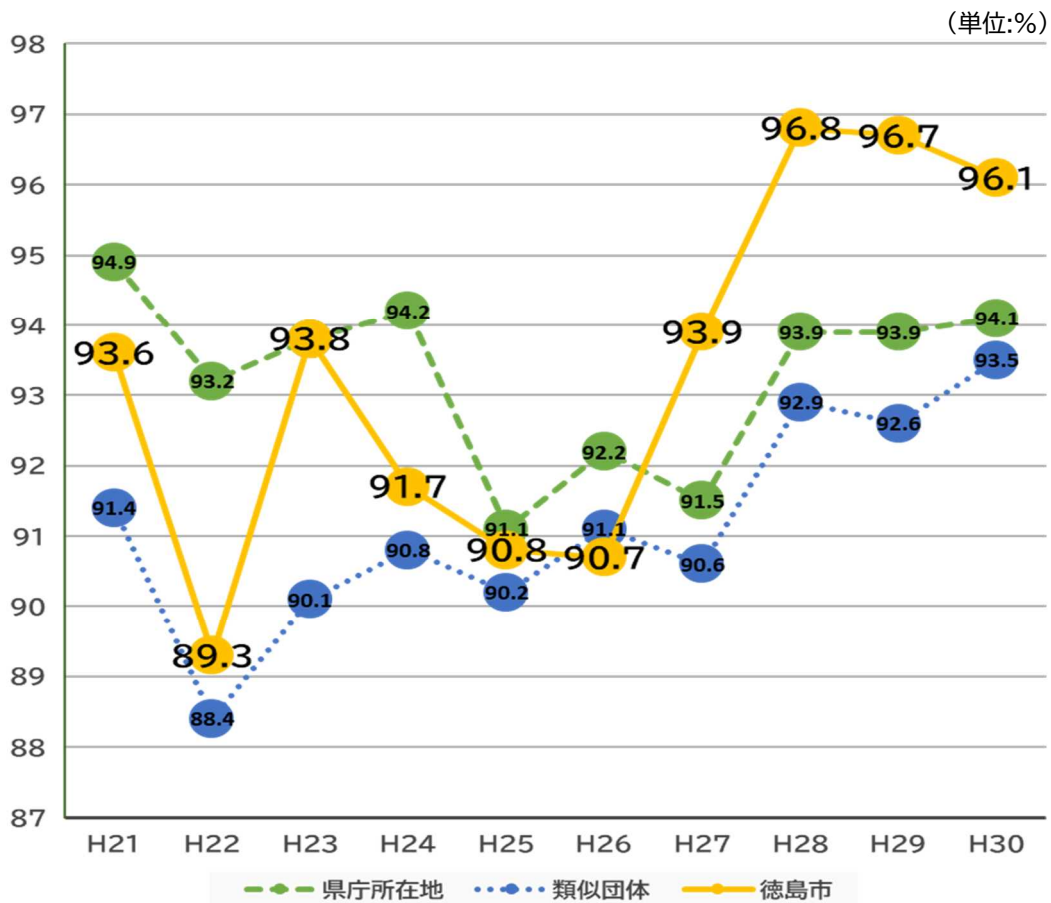
(5) 財政硬直化の軽減

近年、社会保障関係費である扶助費の増加に伴い、財政構造の硬直化の度合いを示す「経常収支比率」が上昇傾向にあります。数値が低いほど財政にゆとりがあり、高くなれば市の独自事業など、自由に使えるお金が少ないことを表します。

こうした傾向が加速すると、財政運営は弾力性を失い、社会経済情勢の変化や政策課題等に柔軟に対応していくことが困難になります。

経常収支比率の抑制に向け、市税の徴収強化による経常一般財源収入の拡大とともに、経常経費の一層の抑制により、財政硬直化の軽減に努めます。

■ 経常収支比率の推移



※経常収支比率…義務的経費（人件費・扶助費・公債費）などの経常経費に、市税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す比率です。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。

※類似団体…態様（規模や性質など）が似通っている市町村を一定の類型に従い、分けたものであり、同類型の団体と比較することで、各団体が置かれている財政状況を把握し、今後の財政運営の参考として活用できるとされています。

◆平成 30 年度決算における類似団体

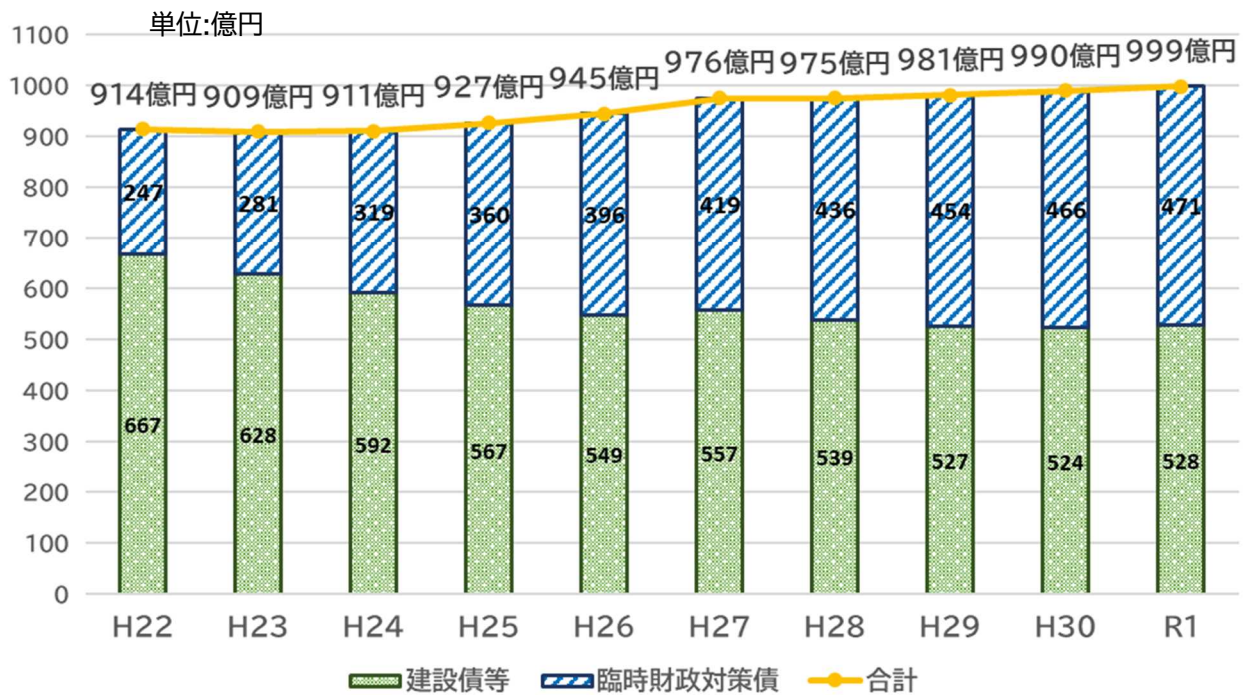
北海道釧路市、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市、埼玉県上尾市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、千葉県市川市、千葉県野田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県流山市、千葉県八千代市、東京都立川市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小平市、東京都日野市、東京都西東京市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県秦野市、三重県津市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、山口県宇部市、山口県山口市（計 29 団体）

(6) 将来負担の抑制

持続可能な行財政運営を推進するためには、計画期間のみならず、将来の財政負担の抑制を図っていくことが重要です。とりわけ、地方債の発行については、事業実施年度の負担が平準化される一方で、後年度の公債費負担の蓄積につながるため、負担の抑制に向けた計画的な対応が必要です。

このため、償還費用が全額地方交付税措置される臨時財政対策債を除く通常債の発行については、交付税措置を考慮するとともに、事業の「選択と集中」を行い、発行額を極力抑制することにより、将来の財政負担の抑制を図ります。

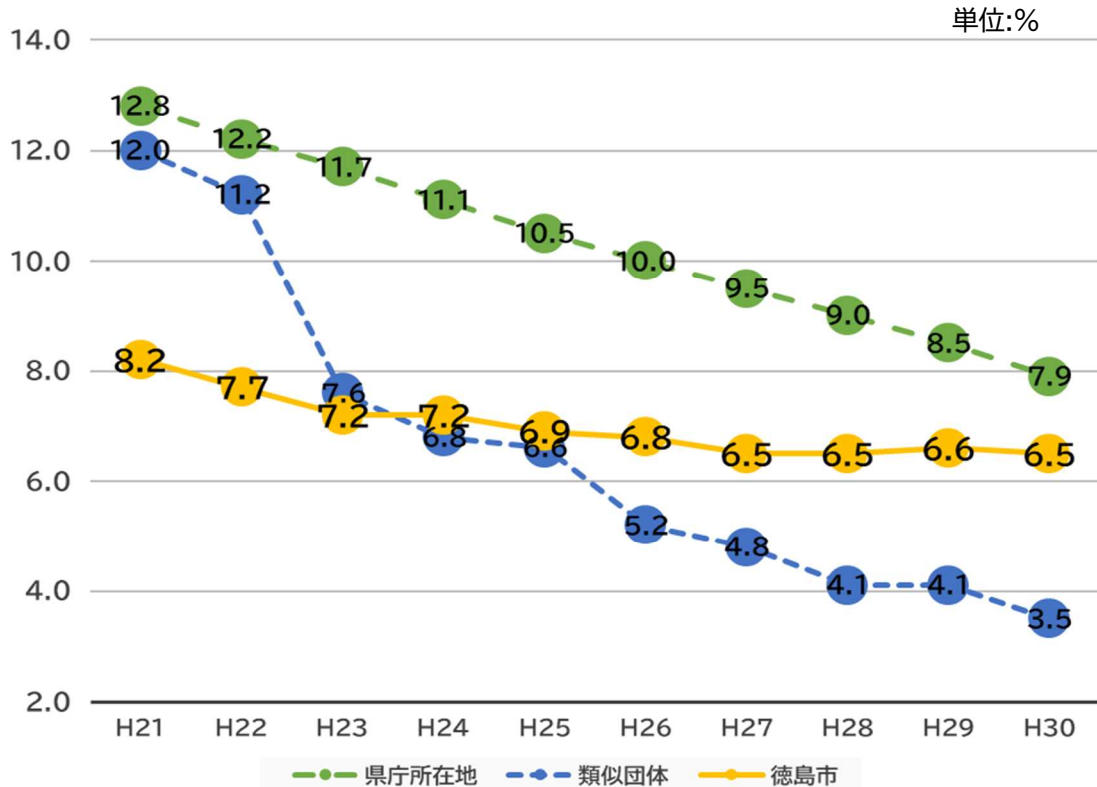
■ 一般会計における年度末地方債残高の推移



※地方債…自治体の借金のことで、基本的に道路などの社会資本を整備するためのものであり、「赤字の補てん」ではなく、長く使う施設の費用を（建設するときの世代の人だけでなく）将来使用する世代の人にも公平に負担してもらうために行うものです。

※臨時財政対策債…地方一般財源の不足を補うため特例として発行される地方債です。償還費用は全額地方交付税で措置されます。

■ 実質公債費比率の推移



※実質公債費比率…公営企業の公債費に対する繰出も含め、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率です。18%を超える団体は地方債発行に国の許可が必要となります。

平成 28 年度市町村普通会計決算の実質公債費比率（平成 29 年 9 月総務省速報値）は、6.9%（前年度 7.4%）です。

(7) 目標の設定

目標項目	現 状 値	令和 6 年度目標
財政調整基金及び減債基金残高	標準財政規模の 10.0% (令和元年度末残高 54 億円)	標準財政規模の 11.0%以上
経常収支比率	96.7% (令和元年度決算)	類似団体平均以下 (参考：令和元年度類似団体決算調査値平均 94.6%)
実質公債費比率	6.2% (令和元年度決算)	類似団体平均以下 (参考：令和元年度類似団体決算調査値平均 3.9%)

※標準財政規模…地方自治体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します。

2 職員配置の適正化

(1) 定員管理の状況

本市では、より簡素で効率的な行政運営を目指し、平成 17 年度に「第 1 期定員適正化計画」を、平成 21 年度に「第 2 期定員適正化計画」を策定し、定員の適正化を進めてきました。

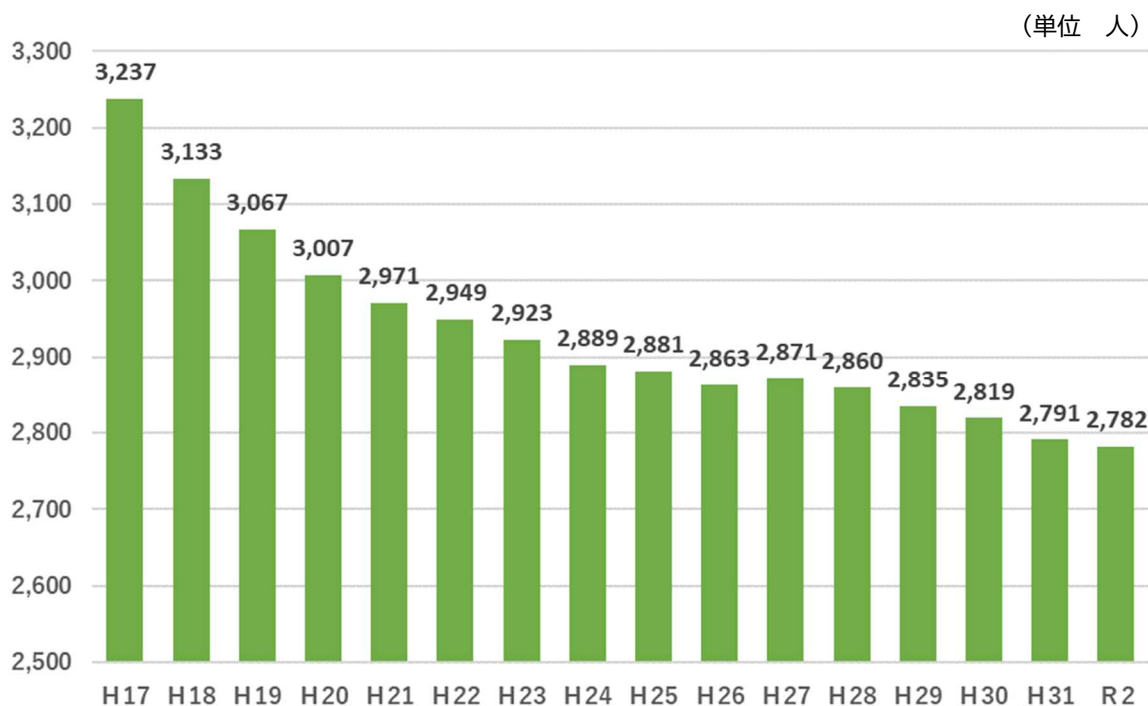
また、強化プランにおいては、スクラップアンドビルドを基本とした職員の再配置等による増員の抑制に努めるなど、職員配置の適正化を進めてきました。

これらの取組により、本市の職員数は平成 17 年度の 3,237 人から平成 30 年度には 2,819 人となり、418 人を削減しました。

しかし、他都市との職員数の比較では、平成 31 年 4 月 1 日現在での本市の人口 1 万人当たりの職員数は 109.3 人であるのに対し、類似団体（32 市）は 80.7 人と、本市が大きく上回っています。特に、一般行政（福祉関係）、特別行政（教育・消防）、公営企業等で大きく上回っています。

また、県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との比較でも、県庁所在都市の人口 1 万人当たりの職員数は 76.6 人と、本市が大きく上回っている状況にあります。類似団体と同様に、一般行政（福祉関係）、特別行政（教育・消防）、公営企業等で上回っています。

■ 職員数の推移



■ 部門別職員数の状況

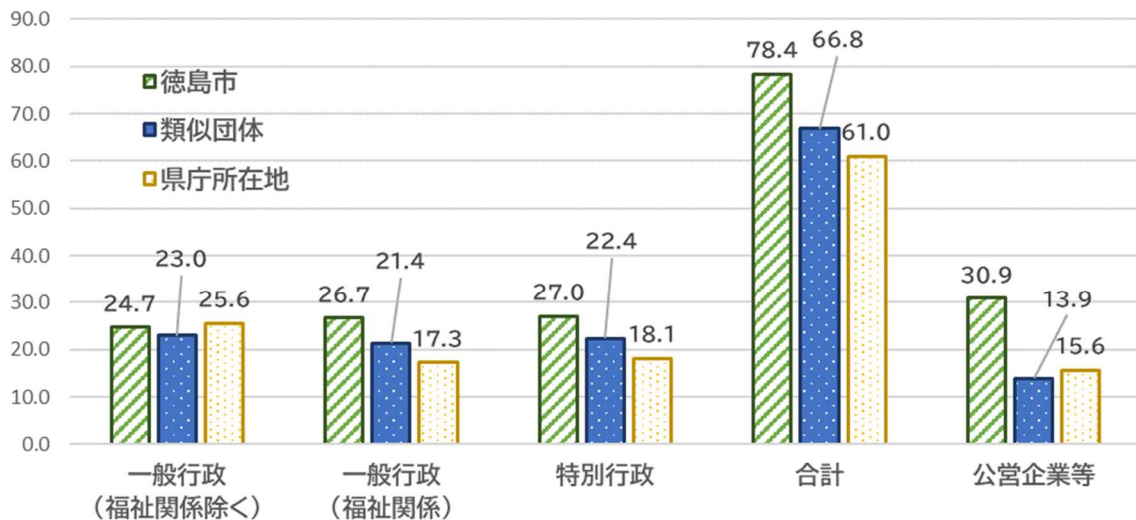
(単位 人)

区分	第1期・2期定員適正化計画			行財政力強化プラン				行財政改革推進プラン			
	H17年度	H22年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度 (見込)	
一般行政	一般行政(福祉関係除く)	649	623	613	618	615	613	621	626	623	623
	福祉関係(民生・衛生)	843	745	724	729	721	709	700	684	683	676
	小計	1,492	1,368	1,337	1,347	1,336	1,322	1,321	1,310	1,306	1,299
	特別行政(教育・消防)	813	765	734	729	722	712	705	688	683	673
	下水道その他(国保事業等)※	199	171	161	161	162	165	162	163	89	90
小計	2,504	2,304	2,232	2,237	2,220	2,199	2,188	2,161	2,078	2,062	
企業局	水道局(上下水道局)※	170	156	150	150	148	144	138	132	210	207
	交通局	110	95	74	74	68	65	62	56	52	47
	病院局	453	394	407	410	424	427	431	442	442	442
	合計	3,237	2,949	2,863	2,871	2,860	2,835	2,819	2,791	2,782	2,758
第1期計画(H17～H22)増減数【水道・交通除く】		▲ 259									
第2期計画(H22～H26)増減数【水道・交通・病院除く】		▲ 72									
行財政力強化プラン		対前年度増減数		8 ▲ 11 ▲ 25 ▲ 16							
		累計		8 ▲ 3 ▲ 28 ▲ 44							
行財政改革推進プラン【上下水道・交通・病院を除く】		対前年度増減数		▲ 27 ▲ 3 ▲ 16							
		累計		▲ 27 ▲ 30 ▲ 46							

※R2年度から下水道事業と水道事業が統合し、上下水道局となった。職員数は、公共下水道事業職員80人が上下水道局へ出向している。

■ 類似団体（32 団体）及び県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との人口1万人当たり職員数の比較（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(単位 人)



◆類似団体【平成 31 年 4 月 1 日現在 32 団体】 <徳島市含む>

北海道釧路市、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市、埼玉県上尾市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、千葉県市川市、千葉県野田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県松戸市、千葉県浦安市、東京都立川市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小平市、東京都日野市、東京都西東京市、東京都東村山市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県秦野市、三重県津市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、山口県宇部市、山口県山口市

◆県庁所在都市（政令指定都市を除く）【平成 31 年 4 月 1 日現在 31 市】 <徳島市含む>

青森市 盛岡市 秋田市 山形市 福島市 水戸市 宇都宮市 前橋市 富山市 金沢市 福井市 甲府市 長野市 岐阜市 津市 大津市 奈良市 和歌山市 鳥取市 松江市 山口市 高松市 松山市 高知市 佐賀市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

(2) 適正化の方針

これまで本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや国・県からの権限移譲による業務量の増加等に対応しつつ、職員数の削減を進めてきました。

しかしながら、類似団体と比較した場合には、部門別の職員数の不均衡など、いまだに不十分な状況にあります。

地方行政サービス改革の推進をはじめとした国からの要請や地方創生への対応が求められる中、限られた人員や財源を最大限活用し、持続可能な質の高い市民サービスを提供していくため、引き続き効果的・効率的な職員配置の適正化に努めます。

(3) 適正化の期間

平成30年度（2018年度）から令和6年度（2024年度）までの7年間に延長します。

(4) 対象職員・対象部門

- ① 対象職員：一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となる職員
- ② 対象部門：全部局（ただし、上下水道局、交通局、病院局を除く。）

(5) 適正化の方法等

① 事務事業及び組織体制の見直し

職員一人ひとりが、自ら効率的な事務執行を意識し、その事業の必要性について十分に検討を行うとともに、組織体制の見直しを行い、より効果的で効率的な職員配置に努めます。

② 外部委託等の推進

令和2年10月に改訂した「アウトソーシング推進に関するガイドライン」に基づき、市民サービスの水準の維持及び向上に留意しながら、行政責任の確保を前提として、外部委託等を引き続き推進します。

なお、期間中に外部委託等が進み、余剰人員が生じた場合でも、整理退職は行わないものとします。

また、技能職員の退職による欠員については、外部委託の実施や職員体制の見直し等により対応することとし、新たな採用は行わないものとします。

③ ICT等の活用による業務改革（デジタル化の推進）

質の高い持続的な市民サービスの提供のため、ICTの利活用促進による行政サービスのデジタル化や情報システムの標準化・共通化による事務事業の効率化等、次世代型行政サービスを推進します。

④ 人的資源を活用した行政改革の推進

組織を構成する職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、人材の育成に努めるとともに、職員の意識改革と自己研鑽意欲の向上に取り組みます。

⑤ 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

業務の多様化・高度化に伴い、職員一人ひとりにかかる負担は増加しています。業務配分や仕事の進め方の見直しなど働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現させる、意識啓発や環境整備を推進します。

⑥ 地域による主体的なまちづくりの推進

地域課題は多様化・複雑化してきており、新たな行政需要に対し、行政だけでは十分に対応することが困難になってきています。今後は、地域住民、地域団体、NPO、事業者など多種多様な主体が連携し、地域の課題解決に地域で取り組む必要性が高まっています。行政は、協働事業に対する取組を支援するとともに、多様な主体との連携・協働を推進します。

(6) 目標数値

職員の退職状況や類似団体の職員数等を考慮し、年度別・部門別職員数の目標数値を次のとおり定めます。

■ 年度別・部門別職員数の目標数値

(単位 人)

区 分		職員数(実績)				予定職員数			
		H30年度	H31年度	R2年度	R3年度(基準年)	R4年度当初	R5年度当初	R6年度当初	R7年度当初
一般行政	一般行政(福祉関係除く)	621	626	623	623	617	616	615	615
	福祉関係(民生・衛生)	700	684	683	676	676	668	664	655
	小計	1,321	1,310	1,306	1,299	1,293	1,284	1,279	1,270
	特別行政(教育・消防)	705	688	683	673	669	663	659	654
	下水道その他(国保事業等) ※	162	163	89	90	90	90	90	90
	合 計	2,188	2,161	2,078	2,062	2,052	2,037	2,028	2,014
	対前年度増減数 ※	—	▲ 27	▲ 3	▲ 16	▲ 10	▲ 15	▲ 9	▲ 14
	累 計	—	▲ 27	▲ 30	▲ 46	▲ 56	▲ 71	▲ 80	▲ 94

※令和2年度から水道事業と下水道事業を統合し上下水道局(企業局)となったことにより、下水道職員80人が上下水道局へ出向している。対前年度増減数には、企業局等への出向者は含まない。

※各年度4月1日現在の職員数

※国において公務員の定年延長が検討されている。

VI KPI(重要業績評価指標)

本計画の実施に当たり、基本方針ごとに特に取り組むべき項目の目指すべき目標を具体化したKPIを設定します。

なお、KPIについては、社会・経済情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、おおむね令和5年度を目途に中間評価・見直しを図ります。

基本方針1 市民参加の推進

評価指標	実績値 (R1)	目標値 (R6)
SNS(Twitter、LINE など)のフォロワー数	4,106 人	9,000 人
新たな地域自治協働システム構築地域数	0 地域	7 地域
地区別津波避難計画の策定地区数	11 地区	19 地区

基本方針2 行政運営機能の強化

評価指標	実績値 (R1)	目標値 (R6)
AI・RPAを適用した業務数	0 業務	10 業務
管理職職員(課長補佐以上)における女性職員の割合※	12.6%	23.0%
包括連携等の協定に基づく連携事業数	61 事業	75 事業

※翌年度4月1日現在の割合

基本方針3 健全な行財政基盤の確立

評価指標	実績値 (R1)	目標値 (R6)
経常収支比率	96.7%	類似団体平均以下(※)
市税徴収率	97.2%	98.0%
クラウドファンディングの実施件数(累計)	5 件	20 件
ふるさと納税による寄附件数	7,882 件	25,000 件

※令和元年度類似団体決算調査値平均：94.6%

VII 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

(1) 推進方法

行政運営方針を基本とした行財政改革基本方針に基づき、新たな取組を加えた具体的な内容とする実施計画を定め、可能な限り、新たな目標数値を設定し、着実に取組を推進していきます。

(2) 推進体制

① 行財政改革推進本部

市長を本部長とする行財政改革推進本部（部局長等で構成）を中心に、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むとともに、進行管理を行い、計画を着実に推進します。

② 行財政改革推進市民会議

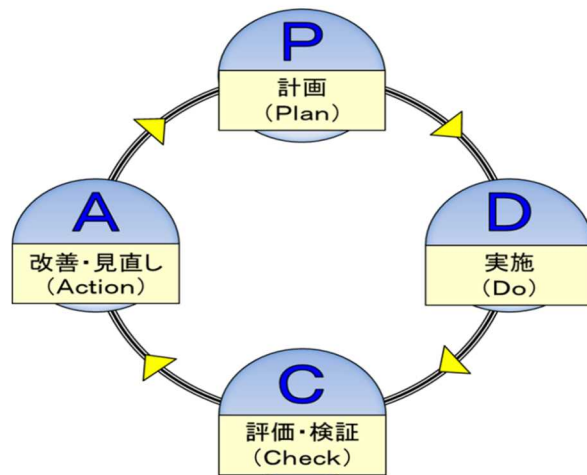
学識経験者や各種団体代表者等で構成される行財政改革推進市民会議を開催し、進捗状況について専門の見地や市民目線での意見をいただき、取組の見直しや改革の推進につなげます。

2 進行管理

(1) PDCA

① 計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルにより、進行管理を行います。

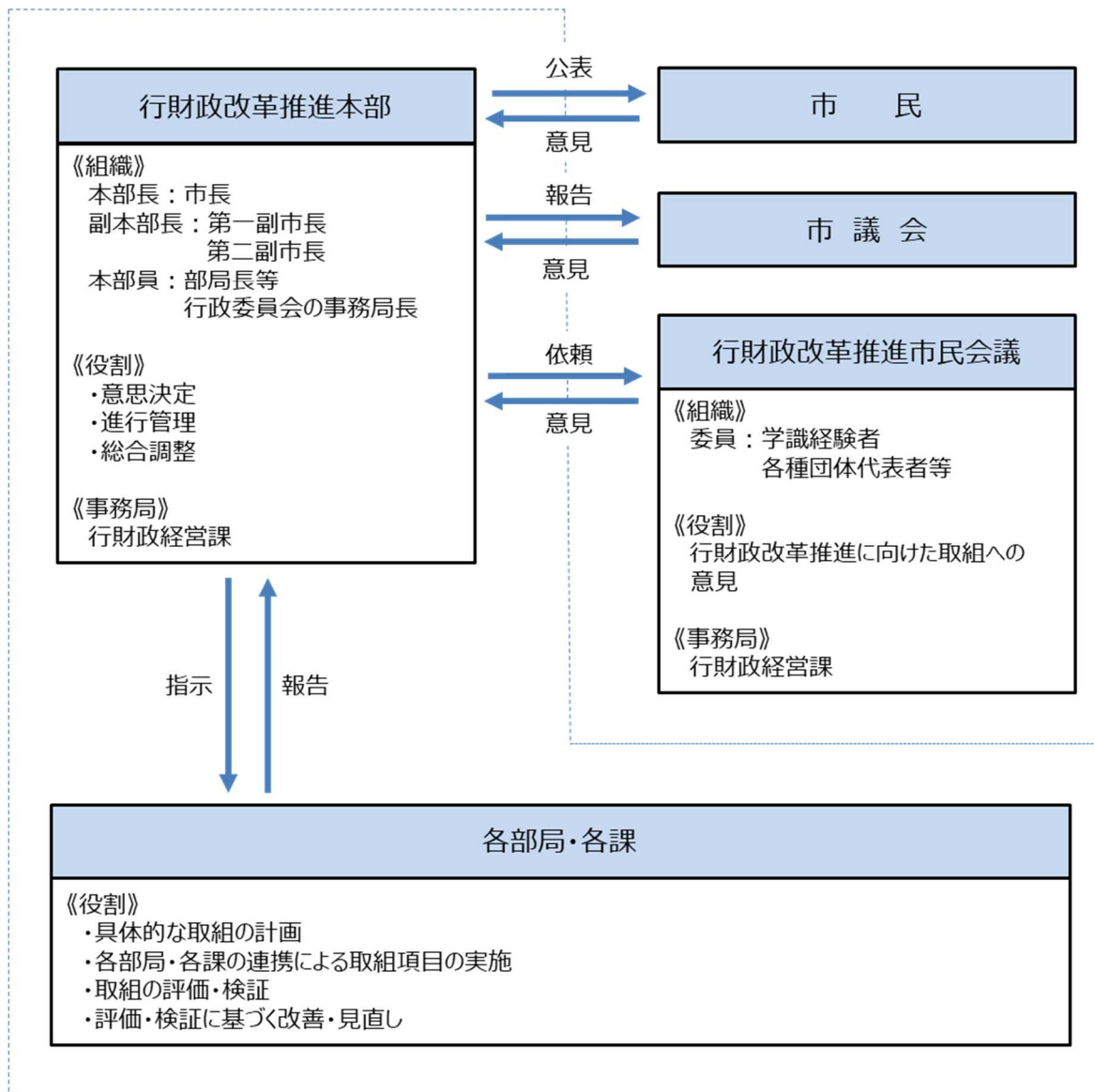
② 年度ごとに個々の取組の進捗状況や取組内容について、評価・検証（Check）し、必要に応じた改善・見直し（Action）を行い、計画（Plan）に反映させることにより、取組内容の充実を図ります。



(2) 進捗状況の公表

進捗状況については、市議会へ報告するとともに、ホームページや広報紙を通じて、分かりやすく市民に公表します。

■ 推進体制図



3 SDGsの推進

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年を年限とする世界共通の17の目標です。

「SDGs」は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても国を挙げて積極的に取り組んでいます。そして、「SDGs」を全国的に実施するには、地域における積極的な取組が不可欠であり、地方自治体に対しても大きな期待が寄せられています。

これらの流れを汲み、本市の最上位計画である総合計画に掲げる各施策も「SDGs」に寄与するよう関連付けられていることから、見直し後の推進プランに掲げる取組項目についても、「SDGs」の達成に向けた具体的な取組として位置付けることとします。



第2部

実施計画

I 戦略的に取り組む項目

行財政改革の推進に当たっては、第1部の3つの基本方針に基づき、戦略的に取り組む8つの項目を設定します。

基本方針 1 市民参加の推進

戦略1 市政に参加しやすい環境づくり

- 市政情報を誰にでも分かりやすく発信・公表します。特に、本市の財政について、分かりやすく資料を作りかえ、その全てを公表し、現在の状況について市民と共有を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握するため、積極的にSNS等を利用し、市政運営に活用するとともに、災害時などの緊急事態における情報発信を、効果的かつ迅速に行います。

戦略2 活力ある地域社会の実現

- 市民が主役のまちづくりに向け、NPO等との協働事業を支援するとともに、コミュニティリーダーの資質向上と育成を促進し、新たな地域コミュニティを核とした地域自治を推進します。
- 地区自主防災連合組織の活動を支援するほか、被災時に地域で主となり活動できる市民防災指導員や次世代の防火・防災リーダーの育成・活用を図ります。
また、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援するとともに、避難所運営協議会の設立を推進することなどにより、地域住民による「自助」「共助」での自主防災への意識の向上や対策の強化を図ります。

基本方針 2 行政運営機能の強化

戦略3 「新たな日常」の実現

- 情報システムの標準化・共通化や、AI・RPAの業務への適用などにより、事務事業の効率化を図ります。
- マイナンバーカードの利活用や押印の見直しなどによる行政手続のデジタル化を促進するとともに、ICTやIoTを活用した次世代型行政サービスを推進し、市民サービスの利便性向上を図ります。
- 男女問わず、職員が仕事と生活の調和を図ることができる環境整備を促進し、柔軟な働き方を推進します。

戦略4 戦略的な組織体制の構築

- 高度化・複雑化する市民ニーズや、多様化する行政課題に対応するため、限られた人的資源を最大限活用し、効果的で効率的な組織体制の整備を図ります。
- 「アウトソーシング推進に関するガイドライン（改訂版）」に基づき、市民サービスの維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした外部委託を検討します。
- 新たな時代の流れを先取りすることができる職員力の向上及び人材育成を図ります。

戦略5 多様な主体との連携

- 民間活力を積極的に活用するとともに、県や近隣自治体との広域連携の推進や、産官学の連携を強化することで、効率的で質の高いサービスの提供を推進します。

基本 方針 3

健全な行財政基盤の確立

戦略6 財政構造の改善

- 財政健全化フレームに沿った財源確保や過度に基金に依存しない合理的根拠に基づく予算の重点化を行うとともに、市債発行額の抑制を図ります。
- 市税等の徴収率の向上や受益者負担の適正化に取り組み、自主財源の確保を図ることで、持続的な成長を目指します。
- 事務事業の「選択と集中」を徹底し、最小の経費で最大の効果を生み出すとともに、特別会計・企業会計の健全化による歳出抑制を目指します。

戦略7 更なる財源確保

- クラウドファンディングやふるさと納税、広告事業の拡大に取り組み、積極的に財源の確保を図ります。

戦略8 経営資源の有効活用

- 未利用財産の積極的な処分と効果的な活用を図るとともに、公共施設の統廃合による保有量の適正化や、計画的な改修・更新による長寿命化を推進します。
- 市立教育・保育施設は、当面の間は、統合、廃園、民間移管（定員枠移管含む）により、施設の集約化を図りつつ機能強化に取り組みながら、将来的には中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約します。

■ 体系図

基本方針	戦略	取組項目
基本方針1 市民参加の推進	戦略1 市政に参加しやすい環境づくり	1 市政情報の積極的な発信
		2 広聴機能の充実
		3 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用
		4 市民参加の機会拡大
		5 オープンデータの活用推進
	戦略2 活力ある地域社会の実現	6 NPO等との協働の活性化
		7 協働推進のための人材育成
		8 住民主体の防災体制の整備
		9 自主防災体制の充実
基本方針2 行政運営機能の強化	戦略3 「新たな日常」の実現	10 デジタル化の推進
		11 情報システムの標準化・共通化
		12 市民サービスの向上
		13 ワーク・ライフ・バランスの実現
	戦略4 戦略的な組織体制の構築	14 柔軟な働き方の推進
		15 総合的・機動的な組織の整備
		16 外部委託の推進
		17 危機管理体制の整備
		18 女性職員の活躍推進
		19 職員配置の適正化
		20 職員給料・諸手当の見直し
		21 政策形成力・企画力の向上
		22 人材育成と意識改革
		23 適正な事務処理の推進
戦略5 多様な主体との連携	24 産官学との連携の推進	
	25 広域連携の推進	
基本方針3 健全な行財政基盤の確立	戦略6 財政構造の改善	26 効率的な予算編成の推進
		27 市債の適正な管理
		28 市税の課税対象把握の徹底
		29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
		30 事務事業の見直し
		31 地域経済の活性化
		32 生活保護の適正実施
	戦略7 更なる財源確保	33 特別会計・企業会計の経営の適正化
		34 多様な財源の確保
		35 広告事業等による財源の確保
	戦略8 経営資源の有効活用	36 ふるさと納税の推進
		37 公有財産の処分・活用
		38 公共施設の最適化
39 就学前教育・保育の最適化		
		40 学校規模の適正化

II 実施計画

基本方針及び戦略に基づく実施計画として、計画期間中に具体的にどのように取り組むかを示す「40の具体的な取組項目」を定めます。

1 取組項目一覧

【基本方針1】市民参加の推進

戦略 1	市政に参加しやすい環境づくり	
	1	市政情報の積極的な発信 企画政策課、財政課、広報広聴課
	2	広聴機能の充実 広報広聴課
	3	情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用 総務課、デジタル推進課
	4	市民参加の機会拡大 総務課、関係課
	5	オープンデータの活用推進 デジタル推進課、関係課

戦略 2	活力ある地域社会の実現	
	6	NPO等との協働の活性化 市民協働課、道路維持課、河川水路課
	7	協働推進のための人材育成 市民協働課
	8	住民主体の防災体制の整備 防災対策課、健康福祉政策課
	9	自主防災体制の充実 消防局

【基本方針2】行政運営機能の強化

戦略 3	「新たな日常」の実現	
	10	デジタル化の推進
		(1) 情報化基本計画の推進 デジタル推進課、関係課
		(2) ICT活用による教育環境の充実 教育研究所
	11	情報システムの標準化・共通化 デジタル推進課、関係課
	12	市民サービスの向上
		(1) マイナンバーカードの普及促進 住民課、デジタル推進課、関係課
		(2) 行政手続のデジタル化 行財政経営課、デジタル推進課、子育て支援課、子ども保育課、子ども健康課、健康長寿課、全部局
		(3) 支所機能の見直し 市民協働課
		(4) 窓口サービスの向上 さわやか窓口相談室、関係課
	13	ワーク・ライフ・バランスの実現 人事課、職員厚生課、全部局
14	柔軟な働き方の推進 人事課、デジタル推進課	

戦略 4	戦略的な組織体制の構築		
	15	総合的・機動的な組織の整備	行財政経営課、関係課
	16	外部委託の推進	行財政経営課、さわやか窓口相談室、環境政策課、東西環境事業所、学校教育課、体育保健給食課、関係課
	17	危機管理体制の整備	危機管理課、防災対策課、関係課
	18	女性職員の活躍推進	人事課、消防局
	19	職員配置の適正化	人事課、行財政経営課、関係課
	20	職員給料・諸手当の見直し	人事課
	21	政策形成力・企画力の向上	企画政策課
	22	人材育成と意識改革	
		(1) 文書・法令等事務能力の向上	総務課、会計課
		(2) 人事配置と人材の確保	人事課
		(3) 人材育成の推進	人事課
		(4) 職員提案制度の見直し	行財政経営課
	23	適正な事務処理の推進	
	(1) コンプライアンスの徹底	総務課、人事課	
	(2) 監査機能の充実	監査事務局	

戦略 5	多様な主体との連携		
	24	産官学との連携の推進	企画政策課、関係課
	25	広域連携の推進	
		(1) 定住自立圏の連携強化	企画政策課、関係課
	(2) DMOの取組の推進	にぎわい交流課	

【基本方針3】健全な行財政基盤の確立

戦略 6	財政構造の改善		
	26	効率的な予算編成の推進	財政課
	27	市債の適正な管理	財政課
	28	市税の課税対象把握の徹底	市民税課、資産税課
	29	市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進	
		(1) 市税の徴収率の向上	納税課、市民税課、資産税課
		(2) 国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課
		(3) 介護保険料の収納率の向上	高齢介護課
		(4) 保育料の収納率の向上	子ども保育課
		(5) 住宅使用料の収納率の向上	住宅課
	30	事務事業の見直し	企画政策課、河川水路課、財政課、社会教育課、全部局
	31	地域経済の活性化	
		(1) 経済振興施策の推進	経済政策課
		(2) 観光振興施策の推進	にぎわい交流課
		(3) 農業振興施策の推進	農林水産課、農業委員会事務局
	32	生活保護の適正実施	生活福祉第一課、生活福祉第二課
	33	特別会計・企業会計の経営の適正化	
		(1) 各会計の経営の適正化の推進	各会計担当課、財政課
		(2) 国民健康保険事業特別会計	保険年金課
		(3) 介護保険事業特別会計	高齢介護課
		(4) 商業観光施設事業会計	にぎわい交流課
		(5) 食肉センター事業特別会計	農林水産課
		(6) 中央卸売市場事業会計	中央卸売市場
		(7) 住宅新築資金等貸付事業特別会計	住宅課
		(8) 水道事業会計	上下水道局
		(9) 公共下水道事業会計	上下水道局
	(10) 旅客自動車運送事業会計	交通局	
	(11) 市民病院事業会計	病院局	
	(12) 奨学事業特別会計	学校教育課	

戦略 7	更なる財源確保		
	34	多様な財源の確保	
		(1) 国の支援制度や補助金等の活用	企画政策課、関係課
		(2) 更新時の公用車の売却	財産管理活用課
		(3) クラウドファンディングの推進	企画政策課、関係課
	35	広告事業等による財源の確保	
		(1) 広告媒体等の拡大	財産管理活用課、デジタル推進課、関係課
	(2) ネーミングライツ制度の推進	財産管理活用課、文化スポーツ振興課、関係課	
36	ふるさと納税の推進	企画政策課、市民協働課、関係課	

戦略 8	経営資源の有効活用		
	37	公有財産の処分・活用	
		(1) 未利用財産の積極的な処分・活用	財産管理活用課、関係課
		(2) 学童保育クラブ等への余裕教室の積極的な活用	子育て支援課、教育委員会総務課
	38	公共施設の最適化	
		(1) 公共施設等総合管理計画の推進	財産管理活用課、河川水路課、道路建設課、道路維持課、教育委員会総務課、関係課
		(2) 指定管理者制度の導入と運用	行財政経営課、関係課
		(3) 体育施設のあり方の検討	文化スポーツ振興課
	39	就学前教育・保育の最適化	
		(1) 就学前教育・保育サービスの充実	子ども政策課、学校教育課
	(2) 幼保再編の推進	子ども政策課、学校教育課	
40	学校規模の適正化	学校教育課	

2 取組項目

40の取組項目は、次のとおりです。

なお、表の凡例については、以下のとおりです。

<凡例>

取組項目	1 ○○○の△△△				※関連するSDGsのゴール(目標)を記載しています。
担当	※取組の中心となる担当課等(※1)を記載しています。				
取組内容	※取組の概要を記載しています。				
目標 (目標数値・効果)	※取組の目標を記載しています				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	※具体的な手段、方法を示しています。 手段等の内容と期間は、6種類の矢印で示しています。(※2)				
取組指標と 目標数値	※目標数値が設定できるものについては、それぞれ記載しています。				
	○○	△△	□□	◇◇	

※1 担当課以外の表記については、次のとおりです。



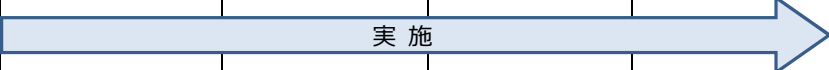
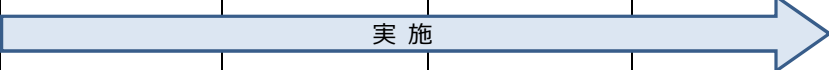


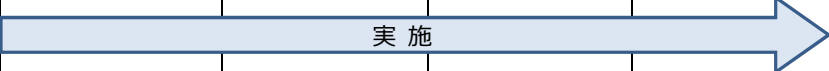
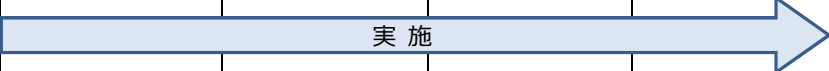
- <関係課> ・明記した取組以外に、実施する取組がある場合
 ・取組項目の進捗状況により、新たに対象となる場合
- <全部局> ・取組項目について、全ての部局が対象となる場合

※2 取組工程の矢印表示については、次のとおりです。




	・取組目標が、その期間におおむね達成できる場合 ・見直し、又は新たに策定した計画や制度の内容をその期間に実施する場合 など
	・実施後、その内容や対象範囲等を段階的に拡大・充実する場合 など
	・試験的に取組を実施し、検証等を行う場合 など
	・実施に向けて検討を行いながら、準備が整ったものから順次実施する場合 など
 又は 	・具体的な実施内容等について検討する場合 ・実施に向けた準備、調整等を行う場合 ・制度や計画を見直し、又は新たに策定する場合 ・検討に向けた調査や研究等の準備、調整を行う場合 など



【基本方針1】市民参加の推進






戦略1 市政に参加しやすい環境づくり

取組項目	1 市政情報の積極的な発信  				
担当	企画政策課、財政課、広報広聴課				
取組内容	① 政策決定過程の見える化を推進する。 ② 財政状況の見える化を推進する。 ③ 障害者向けの広報媒体を充実する。 ④ 災害時における効果的な広報を実施する。 ⑤ ICT（情報通信技術）を活用した情報発信を推進する。 ⑥ 広報事業の見直しを行う。				
目標 (目標数値・効果)	① 市政に対する市民の理解を促進する。 ② 財政状況に対する市民の理解を促進する。 ③ 市政情報をより多くの人に分かりやすく伝える。 ④ 災害・緊急情報を迅速に発信する。 ⑤ 時間・場所を問わず、手軽に市政情報が得られるようにする。 ⑥ 徳島市広報のあり方検討会議からの提言やアンケートなどを基に、広報事業の見直しを行い、効果的かつ効率的な広報を行う。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	会議等の「見える化」についての調査・研究及び実施			
					
	②	財政状況の見える化の推進			
					
	③	声の広報（音訳デージー化）や点字版広報とくしまの発行			
					
	聴覚障害者に配慮した動画の作成				
					
④	災害時ホームページの作成、運用				
					
⑤	広報紙のデジタルブック化やSNSを活用した広報の充実				
					

取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	⑥ 広報事業の見直し			
	実施			
取組指標と目標数値	SNS (Twitter、LINE など) のフォロワー数 (令和元年度実績：4,106人)			
	7,500人	8,000人	8,500人	9,000人



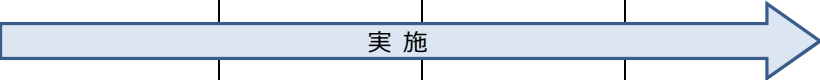

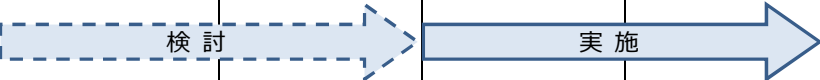
取組項目	2 広聴機能の充実   			
担当	広報広聴課			
取組内容	① 市民ポストや市政へのメールに寄せられた意見と、それに対する本市の対応を公表する「市民の声の見える化」に取り組む。 ② SNSを活用した広聴業務に取り組む。			
目標 (目標数値・効果)	① 市政への意見とその対応について、ホームページ上に「市民の声」として公表する。 ② 令和3年度までにSNSの活用方法を検討した上で、政策提言などの募集に活用する。			
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	① ホームページへの「市民の声」の掲載			
	実施			
	② SNSを活用した広聴業務の実施			
	検討	実施		

取組項目	3 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用						
担当	総務課、デジタル推進課						
取組内容	① 情報公開制度の研修や、個人情報取扱事務登録簿の管理を行う。 ② 行政情報を取得しやすい制度の構築を図る。 ③ ウェブサイトへの不正アクセス被害や、情報漏洩を防止するための情報セキュリティの強化を行う。						
目標 (目標数値・効果)	① 積極的に行政情報を提供するとともに、個人情報の適正管理を図る。 ② 市民が必要とする行政情報を容易に利用できるようにする。 ③ 外部への情報漏洩事故をゼロにする。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	①	情報公開制度の研修の実施、個人情報取扱事務登録簿の管理					
		実施					
	②	匿名加工情報の提供に向けた個人情報保護条例の改正及び運用					
	検討						
	行政情報を取得しやすい制度の継続実施						
	実施						
③	不正アクセス被害や情報漏洩の防止に向けた情報セキュリティの強化						
	実施						
取組指標と目標数値	情報セキュリティに関する訓練の実施回数（令和元年度実績：1回）						
	2回	2回	2回	2回			

取組項目	4 市民参加の機会拡大						
担当	総務課、関係課						
取組内容	市民参加手続※の積極的な周知・啓発を図る。また、市民参加手続の進行管理を行う。						
目標 (目標数値・効果)	市民の幅広い意見を収集し施策へ反映することにより、市政への参加意識を高める。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	市民参加手続に関する広報等の充実						
	実施 						
	市民参加手続の実施課と連携した進行管理						
	実施 						
取組指標と 目標数値	ホームページの市民参加手続ページへのアクセス件数 (令和元年度実績：2,886件)						
	2,600件	2,950件	3,300件	3,600件			
	Twitterの一投稿当たりの「リツイート」及び「いいね」の数						
	7人	13人	19人	25人			

※ 市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政に関わるための手続。



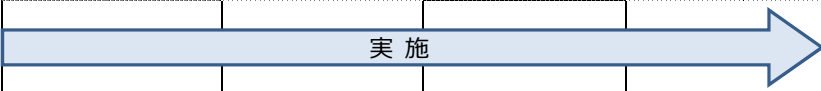
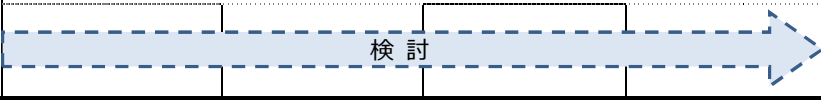
徳島市市民参加基本条例において、市の基本的な施策を定める計画の策定や市の基本的な制度について定める条例の制定等が必要な場合に、パブリックコメント手続や附属機関への付議等の方法により、市民参加手続を実施することとされている。

取組項目	5 オープンデータの活用推進				 
担当	デジタル推進課、関係課				
取組内容	① オープンデータを充実するため、行政情報の公開に対する職員の意識啓発を図る。 ② 市民や企業・大学等と協働し、オープンデータの活用を推進する。				
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度までにオープンデータカタログサイトに 200 データセットを掲載する。 ② 公開データのうち、機械判読可能な形式(レベル3のCSVデータ※)の割合を令和6年度に70%にする。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	① 職員への行政情報公開手続の研修の実施 				
②	市民や企業・大学の外部組織を対象としたオープンデータの活用に関するイベントの開催 				
	協働提案事業への参加 				
取組指標と 目標数値	公開データセット数(令和元年度実績:84セット)				
	190セット	190セット	195セット	200セット	
	機械判読可能な公開データ(レベル3のCSVデータ)の割合 (令和元年度実績:67%)				
	67%	68%	69%	70%	


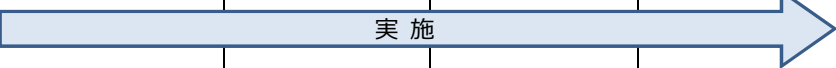
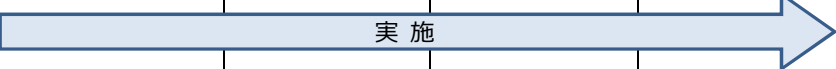
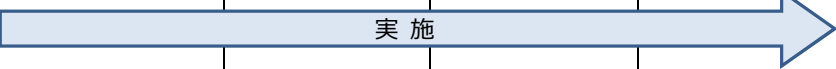
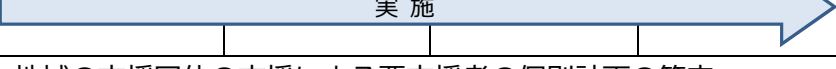
※ オープンデータの公開レベルは機械判読のしやすさでレベル1からレベル5までの5段階にランク付けされている。レベル3は機械判読可能なCSV形式等でのデータ提供をいう。





【基本方針1】市民参加の推進

戦略2 活力ある地域社会の実現



取組項目	6 NPO等との協働の活性化 											
担当	市民協働課、道路維持課、河川水路課											
取組内容	① NPO等との協働事業を推進する。 ② 新たな地域自治協働システムを構築する。 ③ 市民と行政が連携した施設（道路・排水路等）の適切な維持管理に向け、今後の市民協働のあり方を検討する。											
目標 (目標数値・効果)	① NPO等との協働事業数を令和6年度に112事業にする。 ② 新たな地域自治協働システムを令和6年度までに7地域で構築する。 ③ 新たな市民協働による道路、排水路等の施設管理について、令和7年度以降の実施に向けて検討する。											
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
①	庁内からの募集テーマの積極的な提案に向けた協働への理解向上、協働事業の周知 											
②	新たな地域自治協働システムの構築に取り組む地域の選定・支援 											
③	市民協働による道路、排水路等の施設管理手法の検討 											
取組指標と目標数値	NPO等との協働事業数（令和元年度実績：93事業） <table border="1" data-bbox="536 1653 1321 1697"> <tr> <td>101事業</td> <td>105事業</td> <td>108事業</td> <td>112事業</td> </tr> </table> 新たな地域自治協働システム構築地域数（令和元年度実績：0地域） <table border="1" data-bbox="536 1742 1321 1787"> <tr> <td>4地域</td> <td>5地域</td> <td>6地域</td> <td>7地域</td> </tr> </table>				101事業	105事業	108事業	112事業	4地域	5地域	6地域	7地域
101事業	105事業	108事業	112事業									
4地域	5地域	6地域	7地域									






取組項目	7 協働推進のための人材育成				16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリングで 目標を達成しよう
担当	市民協働課					
取組内容	① 地域活動を推進する人材を発掘・育成する。 ② NPO等の人材を育成する。 ③ NPO等との協働に関する職員研修を実施する。					
目標 (目標数値・効果)	① コミュニティリーダーの資質向上と育成を図る。また、新たな地域自治協働システム構築と併せて、人材を発掘・育成する。 ② NPO等からの相談・助言等に対応し、人材育成を図る。 ③ NPO等との協働に関する職員研修を実施し、意識向上を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	①	コミュニティリーダーに対する研修の実施、地域の担い手の発掘・育成				
	実施					
	②	NPO等からの相談体制の整備				
実施						
③	NPO等との協働に関する職員研修の実施					
実施						
取組指標と 目標数値	市民活動等の相談・対応件数					
	75件	80件	85件	90件		
	NPO等との協働に関する職員研修実施回数 (令和元年度実績：4回)					
4回		5回	6回	8回		



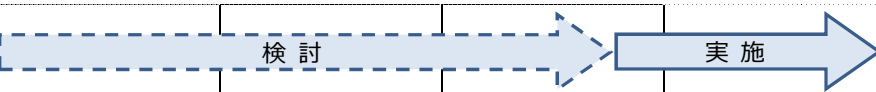
取組項目	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 20px;">8 住民主体の防災体制の整備</div>  </div>																																	
担当	防災対策課、健康福祉政策課																																	
取組内容	<p>① 徳島市津波避難計画に基づく、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援し、人的被害の軽減を図る。</p> <p>② 大規模災害発生時において、地域住民・避難者による避難所運営を行うため、各地区の避難所運営協議会の設立を推進する。</p> <p>③ 避難行動要支援者（以下、要支援者）の個別計画の策定を促進する。</p>																																	
目標 (目標数値・効果)	<p>① 地区別津波避難計画の策定地区数を令和6年度に19地区にする。</p> <p>② 避難所運営協議会の設立施設数を令和6年度に25施設にする。</p> <p>③ 個別計画を策定した要支援者を令和6年度に2,390人にする。</p>																																	
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																														
①	各地区での検討会議開催やワークショップの実施等による地区別津波避難計画の策定支援 																																	
②	各地区での避難所運営協議会設立のための準備会議の開催 																																	
③	地域の支援団体への要支援者情報の提供に関する同意確認の通知を要支援者に順次送付 																																	
③	地域の支援団体への要支援者情報の提供 																																	
取組指標と目標数値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5">地区別津波避難計画の策定地区数（令和元年度実績：11地区）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13地区</td> <td>15地区</td> <td>17地区</td> <td>19地区</td> </tr> <tr> <td colspan="5">避難所運営協議会の設立施設数（令和元年度実績：16施設）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19施設</td> <td>21施設</td> <td>23施設</td> <td>25施設</td> </tr> <tr> <td colspan="5">避難行動要支援者の個別計画策定者数（令和元年度実績：1,024人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,800人</td> <td>1,970人</td> <td>2,190人</td> <td>2,390人</td> </tr> </table>				地区別津波避難計画の策定地区数（令和元年度実績：11地区）						13地区	15地区	17地区	19地区	避難所運営協議会の設立施設数（令和元年度実績：16施設）						19施設	21施設	23施設	25施設	避難行動要支援者の個別計画策定者数（令和元年度実績：1,024人）						1,800人	1,970人	2,190人	2,390人
地区別津波避難計画の策定地区数（令和元年度実績：11地区）																																		
	13地区	15地区	17地区	19地区																														
避難所運営協議会の設立施設数（令和元年度実績：16施設）																																		
	19施設	21施設	23施設	25施設																														
避難行動要支援者の個別計画策定者数（令和元年度実績：1,024人）																																		
	1,800人	1,970人	2,190人	2,390人																														



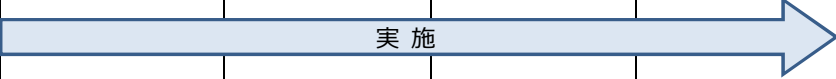

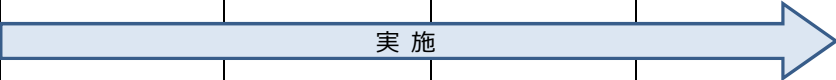
取組項目	9 自主防災体制の充実				   
担当	消防局				
取組内容	① 地区自主防災連合組織の活動を支援する。 ② 市民防災指導員を育成・活用する。 ③ 小学校で消防活動を体験する移動消防署を実施する。				
目標 (目標数値・効果)	① 地区自主防災連合組織結成率 100%を目指す。 ② 市民防災指導員を研修会講師や防災訓練の補助者として、120人の活用を目指す。 ③ 市内全ての小学校で移動消防署を実施し、次世代の防火・防災リーダーの育成を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	① 地区自主防災連合組織の活動に対する各種補助、未結成地区への働きかけ				
	実施				
	② 市民防災指導員の活用（研修会講師や防災訓練の補助者）				
実施					
③ 小学生を対象とした移動消防署の実施					
実施					
取組指標と 目標数値	地区自主防災連合組織結成率（令和元年度実績：96%）				
	100%	100%	100%	100%	
	市民防災指導員の活用人数（令和元年度実績：189人）				
	120人	120人	120人	120人	
小学校における移動消防署実施率（令和元年度実績：100%）					
100%	100%	100%	100%		



【基本方針2】行政運営機能の強化
 戦略3 「新たな日常」の実現

取組項目	10 デジタル化の推進 (1) 情報化基本計画の推進					
担当	デジタル推進課、関係課					
取組内容	<p>① 本市の情報化の基本的な方向性や具体的な施策を示した「徳島市情報化基本計画」の前期計画を着実に実施するとともに、今後、国から示される「(仮称)自治体DX推進手順書」も踏まえ、令和4年度を初年度とする後期計画を策定する。</p> <p>② AI・RPAの業務への活用に向けて調査・研究を行い、導入・運用につなげる。</p>					
目標 (目標数値・効果)	<p>① 本市におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の効果的な推進に向けて、ICTの利活用等の取組を一層推進し、市民の利便性向上と業務の効率化を図る。</p> <p>② AI・RPAの業務への適用数を、令和6年度に10業務にする。</p>					
取組工程	令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	「徳島市情報化基本計画」前期計画の実施及び進行管理、自治体DXに向けた後期計画の策定					
	①					
	デジタル化推進の体制整備					
	実施					
	②					
AI・RPAの業務への適用						
実施						
取組指標と 目標数値	AI・RPAを適用した業務数(令和元年度実績:0業務)					
	1業務		3業務	6業務	10業務	



取組項目	10 デジタル化の推進 (2) ICT活用による教育環境の充実						
担当	教育研究所						
取組内容	教育現場において、Society5.0 時代に対応した ICT 環境整備を進めるとともに、授業への効果的な活用を図る。						
目標 (目標数値・効果)	ICTを活用した分かりやすい授業を実現するとともに、子どもたちの個別最適化された学びを保障する。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	小・中学校の各教室への大型掲示装置の整備						
							
	教員への ICT 活用指導力（タブレットの活用等）向上研修の実施						
							
取組指標と 目標数値	小・中学校の大型掲示装置の整備率（令和元年度実績：40%）						
	71%	78%	86%	93%			
	教員の ICT 活用指導力の達成率						
	90%	95%	100%	100%			


取組項目	11 情報システムの標準化・共通化					
担当	デジタル推進課、関係課					
取組内容	国から標準化対応が義務付けられる 17 業務（住民記録、税、福祉等）を処理する情報システムを、令和7年度までに段階的に標準準拠システムに移行する。					
目標 (目標数値・効果)	標準準拠システムへの移行を円滑に行うとともに、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	標準準拠システムへの段階的な移行					
						




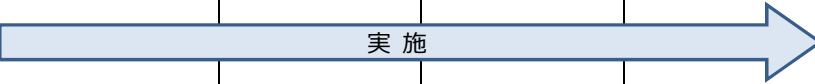
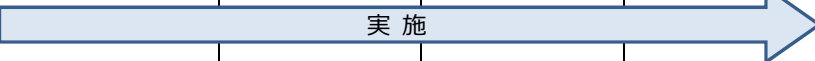

取組項目	12 市民サービスの向上 (1) マイナンバーカードの普及促進				 
担当	住民課、デジタル推進課、関係課				
取組内容	① マイナンバーカードの円滑な交付のため、申請支援体制及び交付体制を充実・強化する。 ② マイナンバーカードの利活用事例の情報収集及び各部局への情報提供の支援を行う。				
目標 (目標数値・効果)	① 国の方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及率向上を図る。 ② マイナンバーカードの利活用事例の情報提供により、各部局での利活用の推進を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	マイナンバーカードの申請支援体制の充実 			
	②	マイナンバーカードの交付体制の強化 			
	③	マイナンバーカードの利活用事例の情報収集及び各部局への情報提供 			

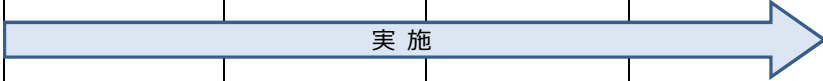
取組項目	1 2 市民サービスの向上 (2) 行政手続のデジタル化				 
担当	行財政経営課、デジタル推進課、子育て支援課、子ども保育課、子ども健康課、健康長寿課、全部局				
取組内容	<p>① 国のマニュアルを参考に、行政手続における押印の見直しを行う。</p> <p>② 電子申請が可能な行政手続を拡大する。</p> <p>③ 児童手当に関する各種手続及び児童手当・児童扶養手当における現況届お知らせ通知を実施する。</p> <p>④ 保育所等利用申込の電子申請及びお知らせ通知を実施する。</p> <p>⑤ 予防接種情報等のお知らせ通知を導入する。</p>				
目標 (目標数値・効果)	<p>① 行政手続における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図る。</p> <p>② オンラインで行うことができる申請手続を拡大することにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>③ 児童手当に関する各種手続及び児童手当・児童扶養手当における現況届お知らせ送信の実施により市民サービスの向上を図る。</p> <p>④ 保育所等利用申込の電子申請の実施や、スマートフォン等へのお知らせ通知により、市民サービスの向上を図る。</p> <p>⑤ 予防接種のお知らせ機能を用いて、市民が予防接種履歴を確認できることにより、接種スケジュールの確認、転居や海外渡航時にも活用できる。</p>				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	行政手続における押印の見直し			
	→	検討	実施		
	②	電子申請が可能な行政手続の拡大			
	→	実施			
	③	児童手当の電子申請受付、マイナポータルのお知らせ機能を活用した児童手当及び児童扶養手当の現況届の案内			
→	実施				
④	保育所等利用申込の電子申請受付、マイナポータルのお知らせ機能を活用した利用申込の案内				
→	実施				
⑤	マイナポータルのお知らせ機能を活用した予防接種の案内				
→	検討	実施			





取組指標と 目標数値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	電子申請による受付件数（児童手当）（令和元年度実績：2件）				
	10件	60件	110件	160件	
	電子申請による受付件数（保育所等利用申込） （令和元年度実績：2件）				
10件	40件	60件	80件		
電子申請による受付件数（予防接種）					
			20件	30件	

取組項目	1 2 市民サービスの向上 (3) 支所機能の見直し					
担当	市民協働課					
取組内容	<p>① マイナンバーカードの普及や行政手続のデジタル化の推進を踏まえ、支所のあり方について検討する。</p> <p>② ①の一環として、Web会議システムの活用等、支所窓口の業務の効率化に向けた検証を実施する。</p>					
目標 (目標数値・効果)	<p>① 支所機能のあり方について検討し、効果的・効率的な業務体制の整備を図る。</p> <p>② デジタル技術の活用により、市民サービスのレベルを維持した上で、業務体制の見直しを行う。</p>					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	支所のあり方の検討					
	①	検討				
支所窓口におけるWeb会議システムによる遠隔対応の検証						
②	検討	試行				


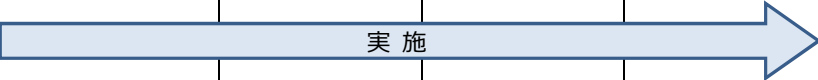
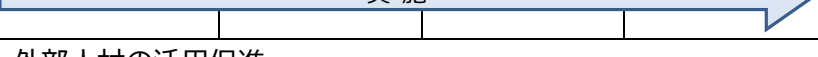
取組項目	1 2 市民サービスの向上 (4) 窓口サービスの向上				
担当	さわやか窓口相談室、関係課				
取組内容	① 市民目線に立った窓口の設置等を検討する。 ② さわやか窓口相談室の市民相談窓口を拡充し、相談事業の充実を図る。 ③ 外国人住民への窓口サービスの充実を検討する。 ④ 職員のスキルアップの研修や勉強会等を実施する。また、職員の接遇力向上に向けて、さわやかスマイル運動を推進する。				
目標 (目標数値・効果)	① 市民目線に立った窓口の設置等により、市民サービスの向上を図る。 ② さわやか窓口相談室の相談事業の内容を充実させる。 ③ 外国人住民への窓口サービスの向上を図る。 ④ 職員の接遇力を高めることにより、市民満足度の向上を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	市民目線に立った窓口の設置等				
	①	検討			→
	市民相談窓口の拡充				
	②	実施			→
	外国人住民への窓口サービスの充実				
③	実施			→	
職員のスキルアップを目指した研修等の実施					
④	実施			→	
	「さわやかスマイル運動」の見直し				
	検討	実施			→
取組指標と 目標数値	窓口アンケートにおける満足度（令和元年度実績：75.1%）				
	76%以上	77%以上	78%以上	79%以上	
	さわやか窓口相談室の市民相談窓口の拡充 (令和元年度実績：11 窓口)				
	12 窓口	12 窓口	12 窓口	12 窓口	






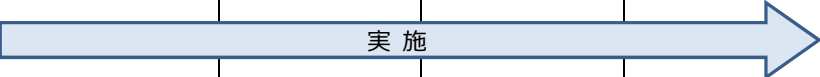
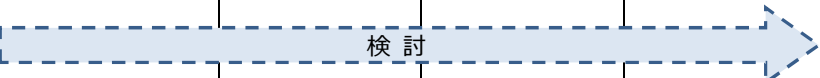
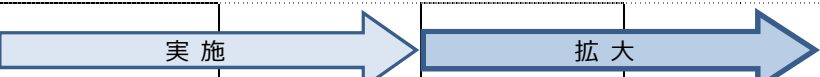
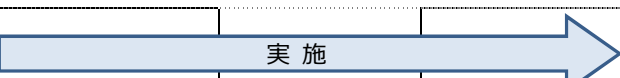
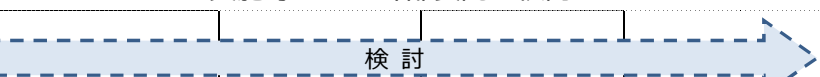
取組項目	13 ワーク・ライフ・バランスの実現  			
担当	人事課、職員厚生課、全部局			
取組内容	① 職員が仕事と生活（子育てや介護等）を両立できる職場環境を更に整備する。 ② 時間外勤務の縮減に向けた取組を推進する。 ③ 休暇を取得しやすい職場環境の整備を図る。 ④ 「徳島市特定事業主行動計画」に掲げる職員の勤務環境に関する取組を推進する。 ⑤ ストレスチェック制度の受検率を向上させ、職員のメンタル不調の予防及び職場環境の改善に活用する。			
目標 （目標数値・効果）	① 男性職員の育児休業取得率を令和6年度に10%以上にする。また、職員1人当たりの年次休暇の取得日数を令和6年度に平均15日以上にする。 ② 職員1人当たりの時間外勤務の年間時間数を令和6年度に平均75時間以内にする。 ③ 男性職員が取得する育児に伴う休暇の合計日数を令和6年度に平均5日以上にする。 ④ 「徳島市特定事業主行動計画」の取組の充実を図り、更なる推進につなげる。 ⑤ ストレスチェック制度により高ストレス者の自覚を促し、医師面談や健康相談事業（心の相談・心のリフレッシュ相談）の利用につなげることで、職員のメンタル不調を未然に防止する。また、受検者数を増やすことで、職場環境の改善に活用できる集団分析数を増やす。			
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	職員への育児・介護等に関する諸制度の周知徹底、管理職研修等の実施 			
②	時間外勤務の実態把握と検証による縮減に向けた取組内容の検討、目標数値の毎年度設定による取組の実施 			
③	休暇制度及び「徳島市特定事業主行動計画」の周知徹底等 			
④	「徳島市特定事業主行動計画」の見直し 			




取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	⑤ 職員へのストレスチェック制度の周知徹底、メンタルヘルス研修内容の充実			
取組指標と目標数値	【人事課】男性職員の育児休業取得率（令和元年度実績：3.3%）			
	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%
	【人事課】職員1人当たりの年次休暇の取得日数（令和元年度実績：13.3日）			
	13.8日	14.2日	14.6日	15.0日
	【人事課】職員1人当たりの時間外勤務の年間時間数（令和元年度実績：86.8時間）			
75時間	75時間	75時間	75時間	
【全部局】付添い休暇及び男性職員の育児参加のための休暇取得の平均日数				
5日以上	5日以上	5日以上	5日以上	
【職員厚生課】ストレスチェック制度の受検率（令和元年度実績：82.9%）				
83.0%	83.5%	84.0%	84.5%	




取組項目	14 柔軟な働き方の推進				 
担当	人事課、デジタル推進課				
取組内容	① 時差出勤制を試行・導入する。 ② テレワーク実証実験を実施し、テレワークが可能な業務の精査を行うとともに、導入のための環境整備を進める。				
目標 (目標数値・効果)	① 時差出勤制の試行・導入により、効果的な職場環境を整備し、公務能率の一層の向上を図る。 ② テレワークの導入により、新たな生活様式を踏まえた公務職場における働き方改革の推進を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	時差出勤制の導入				
①					
テレワーク実証実験の実施・導入					
②					



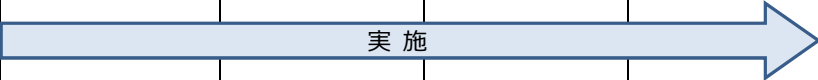
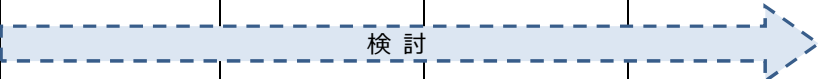
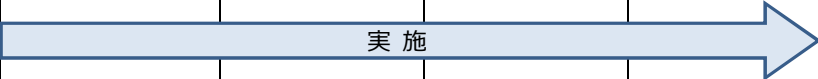
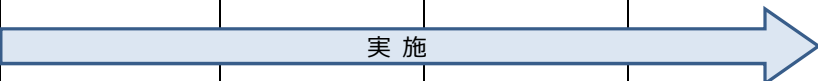
【基本方針2】行政運営機能の強化
 戦略4 戦略的な組織体制の構築




取組項目	15 総合的・機動的な組織の整備 				
担当	行財政経営課、関係課				
取組内容	<p>① 市民サービスの水準維持・向上に留意した上で、県都である本市が活力や魅力を取り戻すための政策立案及び政策調整機能の強化を図るための体制整備を行い、一層効果的で効率的な行財政運営に取り組む。</p> <p>② 多様化する行政課題に対応できる業務体制への見直しを行う。</p> <p>③ 有識者等の外部人材の活用を促進する。</p>				
目標 (目標数値・効果)	<p>① 本市の政策が反映される主要な各計画との整合性を図りつつ、様々な課題に迅速な対応が可能となるとともに、類似した事務事業を集約するなど、より効果的で効率的な組織となるよう、体制の整備を図る。</p> <p>② 行政課題に対応した効果的・効率的な業務体制の整備を図る。</p> <p>③ 外部人材の知識や経験を業務に活用し、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。</p>				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	組織改編の実施			
					
		実施			
②	業務体制の見直し				
					
	実施				
③	外部人材の活用促進				
	実施				




取組項目	16 外部委託の推進     							
担当	行財政経営課、さわやか窓口相談室、環境政策課、東西環境事業所、学校教育課、体育保健給食課、関係課							
取組内容	<p>① 「アウトソーシング推進に関するガイドライン（改訂版）」の基本指針に基づき、行政として果たすべき役割を考慮した上で、外部委託の進んでいない分野における導入を積極的に検討するとともに、モニタリング等、外部委託の効果の検証についても併せて実施する。</p> <p>② 一部窓口業務の外部委託について、国及び本市のガイドライン等を基に検討する。</p> <p>③ ごみ収集業務について、外部委託するエリアを検討する。</p> <p>④ 学校給食調理業務の一部外部委託を行う。</p>							
目標 (目標数値・効果)	<p>① 行政として果たすべき役割と市民サービスの水準維持及び向上を考慮した上で、検討を行う。</p> <p>② 市民サービスの向上と業務の効率化を念頭に置き、一部窓口業務の外部委託を検討する。</p> <p>③ 外部委託を令和5年度に拡大する。</p> <p>④ 安全で安心な学校給食の安定した運営を念頭に置き、学校給食調理業務の一部外部委託を行う。</p>							
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
①	外部委託（アウトソーシング）の推進 							
②	一部窓口業務の外部委託の検討 							
③	ごみ収集業務の外部委託 							
④	学校給食調理業務の一部外部委託 							
④	モニタリングの実施等による外部委託の検討 							
取組指標と目標数値	ごみ収集業務の外部委託のエリア（令和元年度実績：市内1/4） <table border="1" data-bbox="539 1973 1361 2018"> <tr> <td>市内1/4</td> <td>市内1/4</td> <td>市内1/2</td> <td>市内1/2</td> </tr> </table>				市内1/4	市内1/4	市内1/2	市内1/2
市内1/4	市内1/4	市内1/2	市内1/2					

取組項目	17 危機管理体制の整備							
担当	危機管理課、防災対策課、関係課							
取組内容	<p>① 大規模災害時や危機事象発生時における職員の災害対応能力の強化を図るとともに、受援体制を整備する。</p> <p>② 外国人住民に対する防災意識の啓発を図るとともに、災害時における支援方法を検討する。</p> <p>③ 災害発生時において、行政としての役割を果たすことができるよう、体制を維持する。</p>							
目標 (目標数値・効果)	<p>① 大規模災害時や危機事象発生時に迅速な対応が可能な体制を整備し、被害の軽減を図る。また、他自治体からの応援・ボランティアの受入体制等を整備し、災害復旧の迅速化を図る。</p> <p>② 防災意識の啓発及び災害時の迅速かつ的確な支援を実施し、外国人住民の被害軽減を図る。</p> <p>③ 災害発生時においても、優先して実施すべき業務に対応できるよう、体制を維持する。</p>							
取組工程		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	①	災害発生時における防災対策の迅速化を図るための初動対応訓練及び研修の実施、各部局との情報伝達体制の整備						
		実施						
		被災を想定した受援計画の策定、関連する計画の修正						
	②	業務継続計画（BCP）を基本とした災害対応マニュアルに基づく訓練の実施、計画・マニュアルの修正						
		実施						
		徳島市津波・地震防災マップの外国語版リーフレットの配布						
	③	大規模災害時における外国人相談窓口設置に向けた語学ボランティアの確保						
		実施						
		災害発生時における体制の維持						
取組指標と目標数値	初動対応訓練・研修の実施（令和元年度実績：48回）							
	47回	47回	47回	47回	47回			




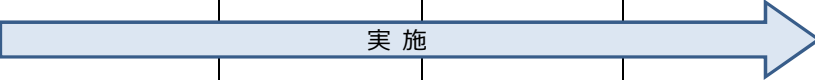

取組項目	18 女性職員の活躍推進						
担当	人事課、消防局						
取組内容	① 「徳島市特定事業主行動計画」に掲げる女性職員の採用、育成等に関する取組を推進する。 ② 県内大学生・高校生等への職業説明会等の開催や、採用に関するポスター等の作成、SNS等を活用した広報活動を実施する。						
目標 (目標数値・効果)	① 「徳島市特定事業主行動計画」の取組の充実を図り、女性の活躍を更に推進することにより、女性職員が希望に応じて、個性や能力を十分に発揮できる職場環境を整備する。 ② 継続的な広報を実施し、消防職員採用試験受験者の女性割合の増加を目指す。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	「徳島市特定事業主行動計画」の見直し						
	①	検討	実施				
②	県内大学、高校等への積極的な広報、インターンシップの開催						
	実施						
取組指標と 目標数値	【人事課】管理職職員（課長補佐以上）における女性職員の割合 (翌年度4月1日現在の割合) (令和2年4月1日現在：12.6%) ※ 企業局・消防局・学校現場以外						
	15.0%	17.5%	20.0%	23.0%			
	【消防局】職員採用試験受験者の女性割合 (令和元年度実績：6%)						
	10%	10%	15%	15%			

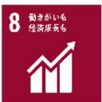




取組項目	19 職員配置の適正化				 
担当	人事課、行財政経営課、関係課				
取組内容	① 専門的知識や経験を持つ人材の採用を行う。 ② 環境の変化に応じた職員配置を推進する。 ③ 様々な任用形態の活用を図る。				
目標 (目標数値・効果)	① 多様で複雑な行政需要に効果的・効率的に対応できるよう、専門知識・経験を持つ人材（任期付職員・再任用職員等）の配置を行う。 ② 行政として果たすべき役割を考慮した上で、行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を行う。 ③ 再任用制度や会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、その活用を図るとともに、国が検討している定年延長の動向を注視し、適切に対応する。				
取組工程		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①	任期付職員採用試験の実施等			
					
		行政として果たすべき役割を考慮した体制整備の検討			
					
②	事務事業のスクラップアンドビルドによる効果的・効率的な職員配置				
					
③	再任用職員や会計年度任用職員の活用等				
					
取組指標と目標数値	予定職員数（翌年度4月1日現在の職員数） （令和2年4月1日現在：2,078人） ※上下水道局、交通局、病院局を除く				
	2,052人	2,037人	2,028人	2,014人	


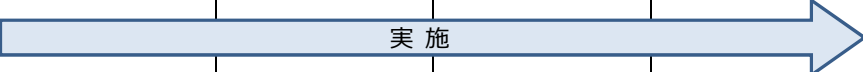
取組項目	20 職員給料・諸手当の見直し				
担当	人事課				
取組内容	職員の給与水準について、地域の実情に応じ適宜見直しを行う。 また、諸手当について適宜見直しを行う。				
目標 (目標数値・効果)	職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	地域の実情に応じた給与水準への見直し				
	実施				
	勤務の実情に応じた諸手当の見直し				
	実施				


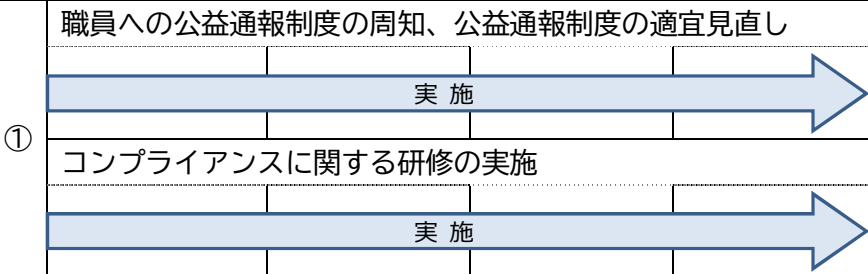
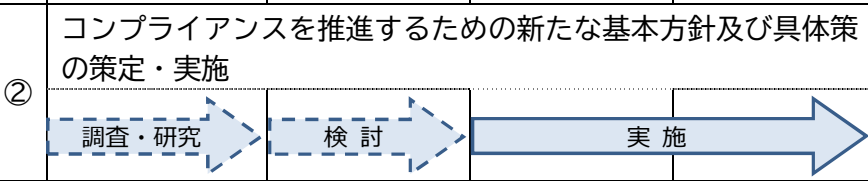
取組項目	21 政策形成力・企画力の向上				
担当	企画政策課				
取組内容	① 職員が政策立案力・企画力を高める支援を行う。 ② 近隣自治体と連携した政策提言を実施する。				
目標 (目標数値・効果)	① 職員研修等による事業化を活発化させる。 ② 近隣自治体と連携し、共通の課題解決に向けた政策提言力を高めるとともに、提言内容の工夫を図り、国や県に対して粘り強く提言を行う。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	① データ等に基づく政策立案等の推進				
	実施				
	② 国・県等への政策提言・要望活動の実施				
	実施				
取組指標と 目標数値	職員研修等による事業化数				
	1事業	1事業	1事業	1事業	
	国・県等への提言・要望回数(年間)(令和元年度実績:6回)				
	6回	6回	6回	6回	

取組項目	22 人材育成と意識改革 (1) 文書・法令等事務能力の向上				
担当	総務課、会計課				
取組内容	① 職員の文書・法令事務研修等を充実する。 ② 職員の財務・会計事務研修の充実を検討する。				
目標 (目標数値・効果)	① 職員の文書・法令事務能力の向上を図る。 ② 職員の財務・会計事務能力の向上を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	文書・法令事務研修の充実				
	実施				
	実践支援ツールの職員ポータルサイトへの掲載				
	実施				
	①	ファイリングシステムの維持管理に向けたチェック体制の充実			
		実施			
		例規データベースの起案機能による各課での例規改正案の作成			
	実施				
	②	集合研修及びeラーニングによる財務・会計事務研修の実施			
実施					
財務会計事務の手引及びハンドブック等の改訂・見直し					
実施					
取組指標と 目標数値	文書・法令事務研修参加者数 (令和元年度実績：147人)				
	220人	220人	220人	220人	
	例規データベースによる例規改正案を作成した課				
	10課	10課	10課	10課	
財務・会計事務研修参加者数 (令和元年度実績：105人)					
200人	200人	200人	200人		

取組項目	22 人材育成と意識改革 (2) 人事配置と人材の確保						
担当	人事課						
取組内容	① 職員の能力や適性等に応じたきめ細やかな人事配置を実現する。 ② 様々な課題に効果的に取り組むため、多様な人材を確保する。						
目標 (目標数値・効果)	① 職員の能力や適性を活かした人事配置、若手や女性職員の積極的な登用等を行い、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる行政運営体制の確立を図る。 ② 多様な人材を確保するための試験区分を設けるとともに、より人物重視の採用試験を実施する。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	ジョブローテーションや複線型の人事管理等の実施						
	①						
取組指標と 目標数値	管理職職員（課長補佐以上）における女性職員の割合 (翌年度4月1日現在の割合) (令和2年4月1日現在：12.6%) ※ 企業局・消防局・学校現場以外 [再掲]						
	15.0%	17.5%	20.0%	23.0%			
							

取組項目	22 人材育成と意識改革 (3) 人材育成の推進				
担当	人事課				
取組内容	職員一人ひとりの能力を活かすことができる職場風土の醸成に取り組む。また、職員力の強化に向け、職場外研修の充実を図るとともに、専門能力の向上に向けた職場研修（OJT）等の活性化を支援する。				
目標 (目標数値・効果)	人材育成基本方針に基づく取組を推進し、職場の活性化及び職員の意識改革と行動変革を図る。また、研修内容の職務への活用度を高めることで、職員の更なる自己研鑽意欲と実践能力の向上を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	職場研修（OJT）の活性化と定着化支援に向けた取組の実施				
	実施 				
	能力向上に向けた研修内容の充実				
	実施 				
	自己啓発のきっかけづくりや学びやすい環境づくり				
	実施 				
	自律的な人材を育成するための効果的な研修の実施				
実施 					
取組指標と 目標数値	研修内容の職務への活用度（令和元年度実績：82.3%）				
	84.0%	85.5%	87.0%	88.5%	


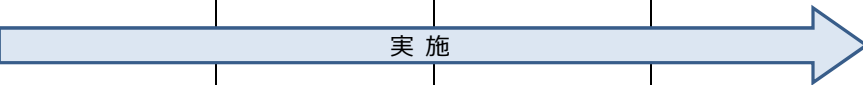
取組項目	2 2 人材育成と意識改革 (4) 職員提案制度の見直し				
担当	行財政経営課				
取組内容	職員から提案等を募集する職員提案・chideas 運動を実施するとともに、より良い実施方法等について検討する。				
目 標 (目標数値・効果)	職員の改革意識・改善意識を更に高め、職場を活性化させることにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	職員提案・chideas 運動の充実				
					


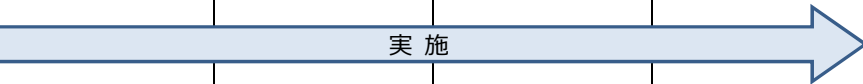
取組項目	23 適正な事務処理の推進 (1) コンプライアンスの徹底				
担当	総務課、人事課				
取組内容	① コンプライアンスの推進に向けて、関連制度の見直しや適切な運用を行う。 ② 「徳島市職員不祥事防止対策行動計画」を抜本的に見直し、コンプライアンス推進体制を再構築する。				
目標 (目標数値・効果)	① コンプライアンス体制を強化するとともに、職員が公益通報しやすい体制の整備を図る。 ② 職員の不祥事や不適切な事務処理等を防止し、「より透明性の高い、市民に信頼される市政」を推進する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	職員への公益通報制度の周知、公益通報制度の適宜見直し				
					
②	コンプライアンスを推進するための新たな基本方針及び具体策の策定・実施				
					
取組指標と 目標数値	コンプライアンスに関する研修の参加人数				
	80人	80人	80人	80人	


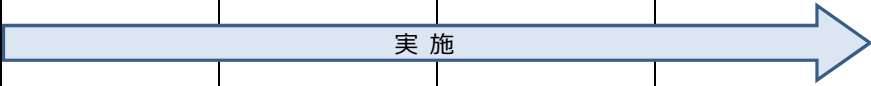
取組項目	23 適正な事務処理の推進 (2) 監査機能の充実				
担当	監査事務局				
取組内容	① 各種研修会への参加や国等の状況調査を行う。 ② 定期監査における指摘事項を全庁的に共有するとともに、指摘事項の改善状況についてフォローアップを行う。 ③ 想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について、各部局から情報収集を行う。				
目標 (目標数値・効果)	効果的・効率的な監査を実施し、全ての職員が、適正な事務処理を行うことができるようにする。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	各種研修会への参加や国等の状況調査				
	①	実施			
	②	検討	実施		
③	内部統制の整備状況及び運用状況に関する情報収集				
	実施				
取組指標と 目標数値	定期監査における指摘件数（平成28年度～令和元年度平均：31件）				
	30件	27件	24件	21件	

【基本方針2】行政運営機能の強化

戦略5 多様な主体との連携

取組項目	24 産官学との連携の推進				17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
担当	企画政策課、関係課				
取組内容	包括連携等の協定に基づき、大学・民間企業との連携を推進する。				
目標 (目標数値・効果)	包括連携等の協定に基づく取組等の拡大を図る。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	包括連携等の協定に基づく大学・民間企業との連携推進				
					
取組指標と 目標数値	包括連携等の協定に基づく連携事業数（令和元年度実績：61事業）				
	66事業	69事業	72事業	75事業	

取組項目	25 広域連携の推進 (1) 定住自立圏の連携強化				17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
担当	企画政策課、関係課				
取組内容	徳島東部地域定住自立圏域を形成する市町村と連携し、共生ビジョンに基づく事業を実施する。				
目標 (目標数値・効果)	「第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる事業を推進することにより、長期的には圏域の各市町村の総合戦略における将来人口を維持し、中期的には令和6年の圏域人口を42万人とする。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	「第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携事業の実施				
					
取組指標と 目標数値	圏域の将来人口（万人）※県人口ビジョンに基づく				
	42.9万人	42.6万人	42.3万人	42.0万人	



取組項目	25 広域連携の推進 (2) DMOの取組の推進				
担当	にぎわい交流課				
取組内容	徳島東部地域DMO（イーストとくしま観光推進機構）と連携して本市の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化を図る。				
目標 (目標数値・効果)	観光客入り込み数を令和6年度に210万人にする。 延べ宿泊者数を令和6年度に78万人にする。 訪日外国人旅行者の宿泊者数を令和6年度に7万人にする。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	新観光コンテンツの推進及び域内住民の域内観光の推進				
					
取組指標と 目標数値	観光客入り込み数（令和元年度実績：152万人）				
	120万人	160万人	200万人	210万人	
	延べ宿泊者数（令和元年度実績：68万人）				
	45万人	60万人	76万人	78万人	
	訪日外国人旅行者の宿泊者数（令和元年度実績：4万人）				
	1万人	3万人	6万人	7万人	



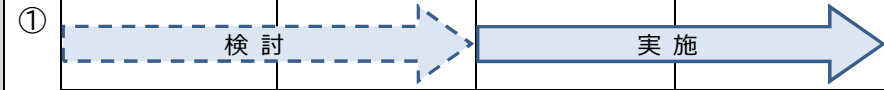
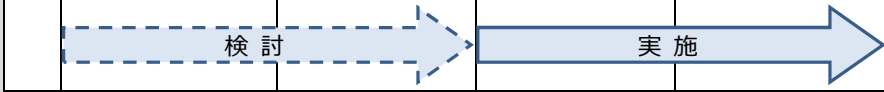
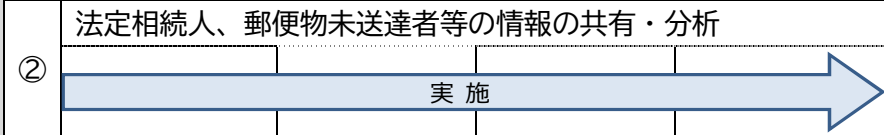
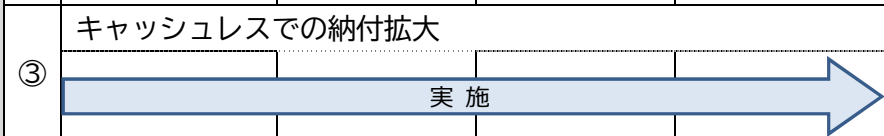
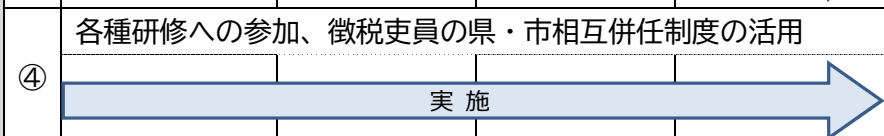
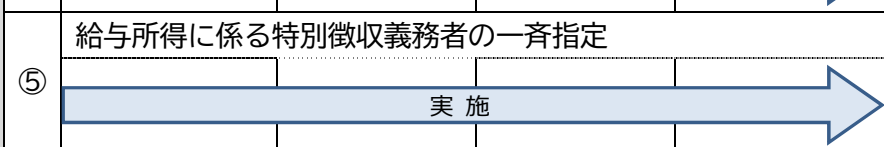
【基本方針3】健全な行財政基盤の確立


戦略6 財政構造の改善



取組項目	26 効率的な予算編成の推進				
担当	財政課				
取組内容	① 過度に基金に依存せず、歳入の見込の範囲内で、効果的・効率的な歳出予算を編成する。 ② 予算節約インセンティブ制度を導入する。				
目標 (目標数値・効果)	① 基金の取崩しの抑制又は積立てを図り、標準財政規模の11%以上の基金残高を確保する。 ② 新たなインセンティブ制度の導入により、予算の「使い切り」や「囲い込み」を抑制する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	次年度の一般財源収入見込範囲内での部局別枠配分による歳出予算の編成 			
②	予算節約インセンティブ制度の導入 				
取組指標と 目標数値	経常収支比率（令和元年度決算：96.7%） 				類似団体平均 以下（令和元 年度類似団体 決算調査値平 均：94.6%）
	財政調整基金及び減債基金残高 （令和元年度末 54 億円＝標準財政規模の10%） 				標準財政規模 の11%以上





取組項目	27 市債の適正な管理				
担当	財政課				
取組内容	後年度に地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除く通常債については、事業の選択と集中により、発行額を極力抑制する。				
目標 (目標数値・効果)	臨時財政対策債を除く通常債残高（令和元年度末残高：528億円）の縮減を図り、将来の公債費負担を軽減する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	臨時財政対策債を除く通常債の発行額抑制				
取組指標と 目標数値	通常債残高（令和元年度末：528億円）				
	現行未満	現行未満	現行未満	現行未満	
	実質公債費比率（令和元年度決算：6.2%）				
				類似団体平均以下（令和元年度類似団体決算調査値平均：3.9%）	



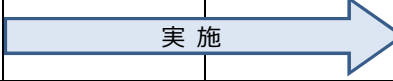

取組項目	28 市税の課税対象把握の徹底					
担当	市民税課、資産税課					
取組内容	各種税務調査や未申告者への申告指導を強化するとともに、電子申告を推進する。					
目標 (目標数値・効果)	課税対象の把握を徹底し、課税の適正性と公平性を確保する。 令和6年度に給与支払報告書の電子申告比率を55%、法人市民税申告書の電子申告比率を80%にする。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	出張申告受付の導入検討、各種税務調査や法定調書を活用した課税の適正化					
	実施					
	土地・家屋の現況地目調査、未登記調査等の実施					
	実施					
	広報活動等による電子申告の推進					
取組指標と 目標数値	給与支払報告書の電子申告比率（令和元年度実績：48%）					
	50%	52%	53%	55%		
	法人市民税申告書の電子申告比率（令和元年度実績：76%）					
	76%	77%	78%	80%		




取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (1) 市税の徴収率の向上				
担当	納税課、市民税課、資産税課				
取組内容	① 徴収対策の強化と差押財産の積極的な公売を実施する。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図る。 ③ 多様な納付方法の導入を検討する。 ④ 研修等を強化し、職員の課税・徴税技術の向上を図る。 ⑤ 個人住民税の給与所得に係る特別徴収を推進する。 ⑥ 収納対策の進行管理を行う徳島市市税等収納対策本部を定期的に開催する。				
目標 (目標数値・効果)	① 徴収率を現年度分・滞納繰越分合計で令和6年度に98.0%にする。 ② 関係課との情報共有により、効率的な納税者調査を実施する。 ③ キャッシュレス納税比率を令和6年度に38.2%にする。 ④ 職員の課税・徴税技術の向上と人材育成の強化を図る。 ⑤ 給与所得者の特別徴収比率を令和6年度に90.0%にする。 ⑥ 収納・徴収率等の定期的な報告を通じて、目標を確実に達成する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	滞納処分の強化及び搜索・公売の実施等				
					
	預金調査の電子化導入				
①					
	課税・納税システムのパッケージ導入				
					
②					
③					
④					
⑤					


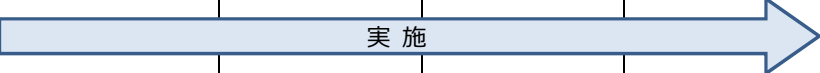
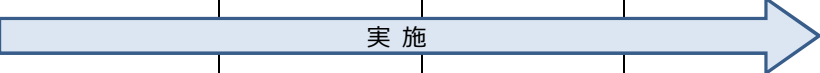


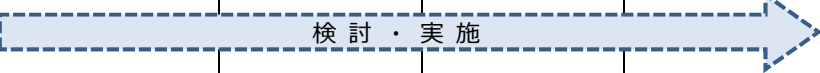
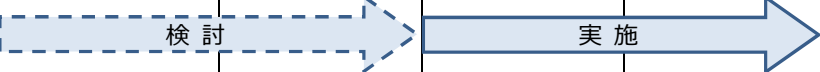
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	⑥	徳島市市税等収納対策本部による進行管理		
				
取組指標と 目標数値	市税徴収率（令和元年度実績：現年度分・滞納繰越分合計 97.2%）			
	97.4%	97.6%	97.8%	98.0%
	キャッシュレス納税比率（令和元年度実績：37.2%）			
	37.6%	37.8%	38.0%	38.2%
	給与所得者の特別徴収比率（令和元年度実績：89.3%）			
	89.3%	89.5%	89.7%	90.0%



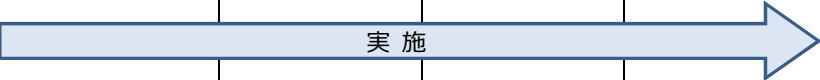

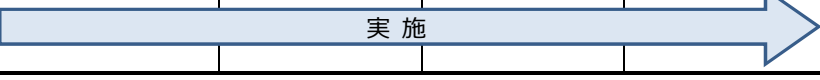
取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (2) 国民健康保険料の収納率の向上					
担当	保険年金課					
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。					
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を91.3%、滞納繰越分収納率を31.7%にする。 ② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	① 初期未納及び納付不履行者への催告強化、資産調査や状況調査の実施及び滞納処分の強化					
	② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化、多様な納付方法の検討					
取組指標と目標数値	現年度収納率（令和元年度実績：90.9%）					
	91.0%	91.1%	91.2%	91.3%		
	滞納繰越分収納率（令和元年度実績：31.4%）					
	31.4%	31.5%	31.6%	31.7%		




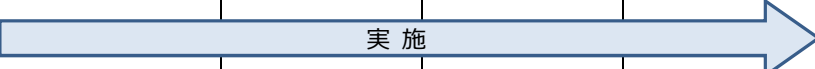
取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (3) 介護保険料の収納率の向上					
担当	高齢介護課					
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。					
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を98.7%、滞納繰越分収納率を8.1%にする。 ② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。					
取組工程		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	収納状況の分析等に基づく効果的な納付相談・徴収の実施				
		実施				
②	収納・徴収業務に係る関係課との連携強化、多様な納付方法の検討					
	実施					
取組指標と 目標数値	現年度収納率（令和元年度実績：98.6%）					
		98.6%	98.6%	98.7%	98.7%	
	滞納繰越分収納率（令和元年度実績：7.9%）					
	8.0%	8.0%	8.1%	8.1%		




取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (4) 保育料の収納率の向上				
担当	子ども保育課				
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 口座振替の利用促進を強化する。				
目 標 (目標数値・効果)	① 収納率を向上させる。 ② 口座振替利用率を向上させる。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	保育所等利用調整基準の変更				
	①				
更なる口座振替の利用推進・強化					
②					
取組指標と 目標数値	現年度収納率（令和元年度実績：99.5%） 口座振替利用率（令和元年度実績：95.6%）				
	引き続き 100%を 目指す	引き続き 100%を 目指す	引き続き 100%を 目指す	引き続き 100%を 目指す	



取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (5) 住宅使用料の収納率の向上					
担当	住宅課					
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。					
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を94%、滞納繰越分収納率を14%にする。 ② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。					
取組工程		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①	口座振替の推進や収入申告の周知強化、適切な滞納処分の実施				
		実施				
取組指標と 目標数値		現年度収納率（令和元年度実績：91.72%）				
		92.4%	92.9%	93.5%	94.0%	
		滞納繰越分収納率（令和元年度実績：9.88%）				
	10.8%	11.9%	12.9%	14.0%		


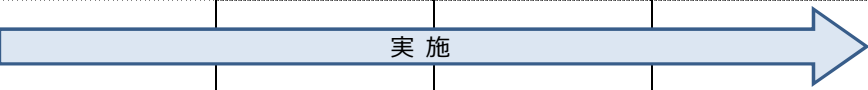
取組項目	30 事務事業の見直し 							
担当	企画政策課、河川水路課、財政課、社会教育課、全部局							
取組内容	<p>① 総合計画の適切な進行管理を行う。</p> <p>② 総合計画の進捗状況等について外部評価を行う。</p> <p>③ 「徳島市污水適正処理構想」を見直し、污水处理事業の整備方針を検討する。</p> <p>④ 行政評価制度を導入し、評価結果を予算に反映させる。</p> <p>⑤ 中央公民館の今後のあり方について検討する。</p>							
目標 (目標数値・効果)	<p>① 施策の成果・方向性を検証し、総合計画の実効性向上を図るとともに、事務事業の見直しを行う。</p> <p>② 有識者等による視点を踏まえ、施策・事業の効果的な見直しにつなげる。</p> <p>③ 社会情勢の変化を踏まえ、「徳島市污水適正処理構想」の見直しを行う。</p> <p>④ 行政評価制度のPDCAサイクルを確立し、事務事業の見直しを進めるとともに、受益者負担の適正化を図る。</p> <p>⑤ 県市協調で進める新ホールの整備を受けて、中央公民館の今後のあり方について検討する。</p>							
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
①	総合計画に係るPDCAサイクルの運用 							
②	総合計画に係る外部評価の実施 							
③	「徳島市污水適正処理構想」の実施 							
④	行政評価制度の導入及び評価結果の予算への反映 							
	受益者負担の適正化（手数料の見直し等） 							
⑤	中央公民館の今後のあり方 							
取組指標と目標数値	次年度に向けて見直しのあった施策の割合 <table border="1" data-bbox="539 2029 1297 2076"> <tr> <td>70%</td> <td>73%</td> <td>76%</td> <td>79%</td> </tr> </table>				70%	73%	76%	79%
70%	73%	76%	79%					



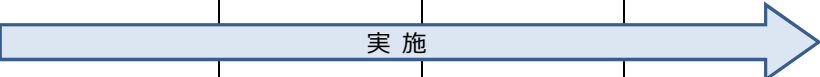
取組項目	3 1 地域経済の活性化 (1) 経済振興施策の推進					
担当	経済政策課					
取組内容	① 企業誘致・雇用拡大等推進事業を実施する。 ② 中小企業販路拡大支援事業を実施する。 ③ 創業促進事業を実施する。					
目標 (目標数値・効果)	① 令和3年度～令和6年度の期間で、企業誘致件数 12 件、雇用奨励金適用人数 120 人を目指す。 ② 令和3年度～令和6年度の期間で、アンケートにより、販路拡大に効果があったと回答した事業者割合を 90%以上にする。 ③ 令和3年度～令和6年度の期間で、創業支援を受けた者のうちの創業者数 260 人を目指す。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	企業立地促進条例に基づく企業誘致の促進					
	① 					
	大規模市場での販路拡大に意欲がある中小企業への支援					
② 						
セミナー・個別相談会の開催等による起業・創業支援の推進						
③ 						
取組指標と 目標数値	企業誘致件数（年間）（平成 22～令和元年度平均：1.9 件）					
	3 件	3 件	3 件	3 件		
	雇用奨励金適用人数（年間）（平成 22～令和元年度平均：20.9 人）					
	30 人	30 人	30 人	30 人		
	販路拡大に効果があったとした事業所割合（アンケート回答に基づく）（令和元年度実績：92%）					
90%以上	90%以上	90%以上	90%以上			
創業支援を受けた者のうちの創業者数（年間） （令和元年度実績：46 人）						
65 人	65 人	65 人	65 人			



取組項目	3 1 地域経済の活性化 (2) 観光振興施策の推進							
担当	にぎわい交流課							
取組内容	① 本市の魅力や観光資源を積極的に情報発信する。 ② 情報発信のための拠点施設の機能充実を図る。							
目標 (目標数値・効果)	① 観光客入り込み数を令和6年度に210万人にする。[再掲] ② 徳島駅前観光案内所の利用者数を令和6年度に2.2万人にする。							
取組工程	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	① 徳島市公式観光サイトの活用や観光キャンペーン等による観光PRの実施、民間施設等と連携した公衆無線LANサービスのエリア拡張等によるインバウンド対策の実施							
	 実施							
② 観光客の利便性及び満足度の向上に向けた徳島駅前観光案内所における広域観光案内の実施								
 実施								
取組指標と 目標数値	観光客入り込み数（令和元年度実績：152万人）[再掲]							
	120万人		160万人		200万人		210万人	
	徳島駅前観光案内所の利用者数（令和元年度実績：1.6万人）							
1.3万人		1.6万人		1.9万人		2.2万人		




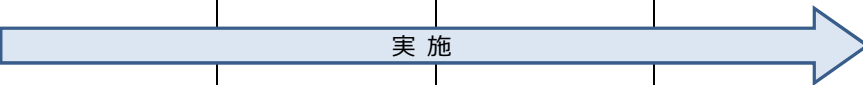
取組項目	3 1 地域経済の活性化 (3) 農業振興施策の推進						
担当	農林水産課、農業委員会事務局						
取組内容	<p>① 首都圏等の大規模市場で農林水産物の価値や魅力を積極的に発信する。</p> <p>② 徳島東部地域定住自立圏域 12 市町村の安全・安心な食材のPRと地産地消を推進する。</p> <p>③ 新規就農者に対し、就農直後の経営安定に必要な財政的支援を行う。</p> <p>④ 市独自の農地台帳システムから全国一元的な農地情報公開システムに完全移行する。</p>						
目標 (目標数値・効果)	<p>① 首都圏等で開催の大型商談会における本市事業者の販路開拓件数(商談成立数)を令和6年度に35件にする。</p> <p>② とくしまIPPIN店の認定店舗数を令和6年度に200店舗にする。</p> <p>③ 農業次世代人材投資資金交付者数(累計)を令和6年度に132人にする。</p> <p>④ 農地情報公開システムでの情報開示を進め、農地利用の最適化に向けた活用を図る。</p>						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	① とくしま六次産業化推進連携協議会として首都圏等の商談会に参加						
	実施						
	② とくしまIPPIN店の拡大						
	実施						
③ 農業経営開始後に経営安定を図るための資金の交付							
実施							
④ 農地情報公開システムを用いた農地情報管理による農地台帳システムからの完全移行							
検討							
実施							
取組指標と 目標数値	販路開拓件数(商談成立数)(令和元年度実績:24件)						
	20件	25件	30件	35件			
	とくしまIPPIN店の認定店舗数(令和元年度実績:162店舗)						
	170店舗	180店舗	190店舗	200店舗			
	農業次世代人材投資資金交付者数(累計)(令和元年度実績:100人)						
102人	112人	122人	132人				
農地情報公開システムのアクセス件数(月) (令和元年度実績:5,400件)							
6,000件	6,400件	6,900件	7,400件				



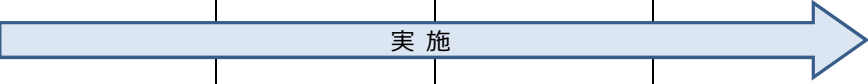
取組項目	32 生活保護の適正実施					
担当	生活福祉第一課、生活福祉第二課					
取組内容	<p>① 診療報酬明細書の点検強化及び適正受診等の健康管理に係る指導により、医療扶助の適正化を推進する。</p> <p>② 就労支援員とケースワーカーの協働、ハローワーク等関係機関との連携により、主に稼働年齢層の被保護者に対する就労支援を行う。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業制度の周知・普及に努めるとともに、支援事業の利用による生活困窮者の自立支援を行う。</p>					
目標 (目標数値・効果)	<p>① 被保護者への適正受診等の指導を令和6年度までに年間125件程度実施する。</p> <p>② 就労指導による保護廃止率を令和6年度に9.5%にする。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援を令和6年度までに年間278件程度実施する。</p>					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	① 診療報酬明細書の点検強化、適正受診等の健康管理に係る指導					
	実施					
	② ハローワーク等の関係機関と連携した就労の促進					
実施						
③ 生活困窮者自立支援事業による生活困窮者への包括的・継続的な支援						
実施						
取組指標と 目標数値	被保護者健康管理支援（適正受診等指導）件数					
	110件	115件	120件	125件		
	就労指導による保護廃止率（令和元年度実績：7.7%）					
	8.0%	8.5%	9.0%	9.5%		
生活困窮者自立支援プラン作成件数（令和元年度実績：261件）						
269件	272件	275件	278件			




取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (1) 各会計の経営の適正化の推進				
担当	各会計担当課、財政課				
取組内容	過度に一般会計からの繰出しに依存しない経営への改善を推進する。				
目標 (目標数値・効果)	各会計における収益確保策・費用節減策の一層の推進を図り、一般会計からの基準外繰出金を抑制する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	使用料の改定等による収支改善の促進、他都市との比較等に基づく基準外繰出金の抑制				
					
取組指標と 目標数値	基準外繰出金の抑制				
	現状以下	現状以下	現状以下	現状以下	


取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (2) 国民健康保険事業特別会計					
担当	保険年金課					
取組内容	<p>① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。</p> <p>② 特定健康診査未受診者への勧奨通知の見直しや、特定健康診査とがん検診を受診し、健康づくりの取組を行っている者にインセンティブを付与し、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、重複・多剤服薬者に対し服薬情報を通知し、適正な服薬を推進することで、健康の保持増進と医療費の抑制を図る。</p>					
目標 (目標数値・効果)	<p>① 令和6年度に現年度収納率を91.3%、滞納繰越分収納率を31.7%にする。[再掲]</p> <p>② 特定健康診査受診率を令和6年度に60%にする。</p>					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	適切な水準の保険料率の設定、収納率向上対策の実施					
	① 					
取組指標と 目標数値	現年度収納率（令和元年度実績：90.9%）[再掲]					
	91.0%	91.1%	91.2%	91.3%		
	滞納繰越分収納率（令和元年度実績：31.4%）[再掲]					
31.4%	31.5%	31.6%	31.7%			
特定健康診査受診率（令和元年度実績：31.3%）						
50%	55%	60%	60%			





取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (3) 介護保険事業特別会計					
担当	高齢介護課					
取組内容	① 現年度分及び滞納繰越分の収納強化を図る。 ② 計画的・効果的なケアプラン点検や実地指導を実施することで、介護給付の適正化を図る。					
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を98.7%、滞納繰越分収納率を8.1%にする。[再掲] ② ケアプラン点検件数を令和6年度に160件にする。また、事業所への実地指導を、毎年度16.6%以上実施する。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	① 適切な水準の保険料率設の設定、保険料の効果的な収納対策の実施					
	実施					
	② 計画的・効果的なケアプラン点検の実施					
実施						
② 計画的・効果的な介護サービス事業所への実地指導等の実施						
実施						
取組指標と 目標数値	現年度収納率（令和元年度実績：98.6%）[再掲]					
	98.6%	98.6%	98.7%	98.7%		
	滞納繰越分収納率（令和元年度実績：7.9%）[再掲]					
	8.0%	8.0%	8.1%	8.1%		
ケアプラン点検件数（令和元年度実績：124件）						
145件	150件	155件	160件			
介護サービス事業所への実地指導実施率						
16.6%以上	16.6%以上	16.6%以上	16.6%以上			





取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (4) 商業観光施設事業会計						
担当	にぎわい交流課						
取組内容	指定管理者制度を見直し、不良債務額の削減を図る。						
目標 (目標数値・効果)	指定管理者からの納付金により、安定した資金運用を図る。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	索道事業（ロープウェイ事業）の指定管理に係る納付金の継続、索道事業の指定管理期間延長						
							

取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (5) 食肉センター事業特別会計						
担当	農林水産課						
取組内容	指定管理者と連携し、効果的・効率的な運営を図る。						
目標 (目標数値・効果)	管理経費等の適正化により、経営基盤の強化を図る。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	経営戦略の実施						
							


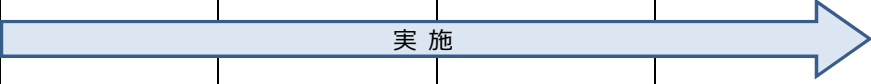
取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (6) 中央卸売市場事業会計						
担当	中央卸売市場						
取組内容	① 経営の健全化を推進する。 ② 市場活性化に向けた取組を実施する。						
目標 (目標数値・効果)	① 計画年度内における経常収支比率の向上を目指す。 ② 市場活性化事業を実施し、市場の持つ大切な役割や生鮮食料品に関する市民の知識や認知度の向上を図る。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	① 経営の健全化の推進						
	② 市場活性化事業の実施						
取組指標と 目標数値	経常収支比率（令和元年度実績：95.2%）						
	99%	99%	100%	100%			
	市場活性化事業数（令和元年度実績：年4回）						
	年5回	年5回	年5回	年5回			





取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (7) 住宅新築資金等貸付事業特別会計				
担当	住宅課				
取組内容	滞納分の催告等を実施し、収納率の向上を図る。				
目標 (目標数値・効果)	令和4年度までに一般会計繰出金をゼロにする。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	徴収不能金の削減による一般会計繰出金の抑制				
	実施				

取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (8) 水道事業会計						
担当	上下水道局						
取組内容	① 「徳島市水道ビジョン 2019」及び中期行動計画の進捗管理及び見直しを行う。 ② 第十浄水場自家用太陽光発電設備設置による動力費の削減及び省エネ設備の導入を検討する。						
目標 (目標数値・効果)	① 経営基盤の強化を図り、将来世代に健全な水道を継承する。 ② CO2排出量の削減を目的とした補助事業等を活用し、第十浄水場の商用電力量を削減する。						
取組工程		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	①	「徳島市水道ビジョン 2019」及び中期行動計画の進捗管理及び更新					
		実施					
	②	自家用太陽光発電設備による商用電力量の削減					
	省エネ設備の導入						
	検討						
取組指標と 目標数値	年間削減商用使用電力量						
		60万 kWh	60万 kWh	60万 kWh	60万 kWh		

取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (9) 公共下水道事業会計				 6 安全な水とトイレ を世界中に	 11 住み続けられる まちづくりを	
担当	上下水道局						
取組内容	① 使用料等の収入確保対策を実施する。 ② 「徳島市公共下水道事業経営戦略」の進捗管理を行うとともに、3年毎の総点検で、環境・社会情勢の変化等を反映した見直しを行う。						
目 標 (目標数値・効果)	① 下水道の普及率の向上対策等により、収入確保を図り、実質収支の黒字を確保する。 ② 経営戦略の進捗管理を行い、経営基盤の強化や効率的な事業経営を図る。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	①	公共下水道接続助成金の活用や下水道未接続世帯への戸別訪問の実施				 実施	
	②	公共下水道事業経営戦略の進捗管理及び更新				 実施	



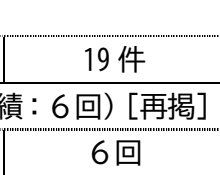
取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (10) 旅客自動車運送事業会計				
担当	交通局				
取組内容	退職不補充を前提とした市長部局への路線移行を進めるとともに、積極的な新規乗客確保対策の実施や利用者サービスの向上などに取り組み、収益の確保と費用の節減を推進し、収支の改善に努めることで、一般会計からの経営安定化補助金（基準外繰出）を抑制する。				
目標 (目標数値・効果)	交通局運行路線にかかる徳島駅前発着便（平日）について、令和6年度までに100便以上を目標に市長部局へ移行する。また、コロナ禍による料金収入の大幅な減少による影響の軽減を図るため、様々なサービス向上策や新規乗客確保対策を実施し、収益の確保・回復に努め、費用節減の取組とあわせることで、経営安定化補助金（基準外繰出）を抑制する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	「徳島市交通局経営計画」の着実な実施による一般会計からの経営安定化補助金の抑制				
	 実施				
	新規乗客確保対策の実施・各種利用者サービスの向上策等による収益の確保				
取組指標と 目標数値	市長部局への当該年度移行路線に係る徳島駅前平日バス発着便数／前年度末での交通局運行路線の同発着便数				
	58便／297便	0便／239便	39便／239便	13便／200便	
	新規乗客確保対策の実施・各種利用者サービスの向上策等による増収効果額				
	5,032千円	6,064千円	7,444千円	8,924千円	



取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (11) 市民病院事業会計				
担当	病院局				
取組内容	令和3年度～令和4年度を計画期間とした、新経営強化プランを策定し、より良質で安全な医療提供と更なる経営健全化に取り組む。令和5年度以降については、今後、国から示されるガイドラインに基づき、新経営強化プランを改正、又は新たに策定する。				
目標 (目標数値・効果)	医療の質向上による収益の増加と効果的かつ効率的な経費の削減により、経常収支の黒字を確保するとともに、一般会計からの繰出金の抑制に努める。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	新経営強化プランの策定・実施				
					
取組指標と 目標数値	経常収支比率（令和元年度実績：101%）				
	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	
	地方財政法上の資金不足比率				
	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	



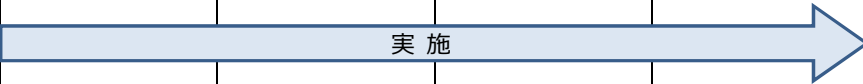
取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (12) 奨学事業特別会計						
担当	学校教育課						
取組内容	適切な債権管理に向けて、奨学金債権の管理に係る事務処理要綱を策定するとともに、滞納者等に対して、返還計画の提案や相談など柔軟な対応を行う。						
目標 (目標数値・効果)	収入率の向上及び収入未済金の縮減を図る。						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	事務処理要綱の策定						
							
取組指標と 目標数値	現年度分の収入率（直近3か年平均：84%）						
	86%	90%	90%	92%			
	過年度分の収入率（直近3か年平均：12%）						
	15%	20%	20%	26%			



【基本方針3】健全な行財政基盤の確立




戦略7 更なる財源確保



取組項目	34 多様な財源の確保 (1) 国の支援制度や補助金等の活用  			
担当	企画政策課、関係課			
取組内容	① 地方創生に関する支援制度等の更なる活用に向けて、関係部局に情報提供を行う等、連携を深める。 ② 国の支援制度や補助金等の活用について、国及び県の予算動向の情報収集に努めるとともに、本市の要望が国や県の目に留まるよう、要望内容の工夫を図り、粘り強く要望を行う。			
目 標 (目標数値・効果)	① 地方創生に関する支援制度等（地域再生・特区等の各種支援措置）を活用し、事業を効果的に推進する。 ② 国及び県に対し、重要事項に関する財政支援等の要望を行うことで、財源確保につなげる。			
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地方創生に関する支援制度等の活用支援			
	①	実施		
国・県等への財源確保に関する提言・要望活動の実施				
②	実施			
取組指標と 目標数値	地方創生に関する支援制度等の活用数（累計） （令和2年度実績：15件）			
	16件	17件	18件	19件
	国・県等への提言・要望回数（年間）（令和元年度実績：6回）[再掲]			
6回	6回	6回	6回	

取組項目	34 多様な財源の確保 (2) 更新時の公用車の売却				
担当	財産管理活用課				
取組内容	官公庁オークションにより、公用車の売却を行う。				
目標 (目標数値・効果)	公用車の売却により、財源確保につなげる。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	官公庁オークションへの出品				
	実施 				
取組指標と 目標数値	車両売却件数(年間)(令和元年度実績:4件)				
	1件	2件	2件	2件	

取組項目	34 多様な財源の確保 (3) クラウドファンディングの推進				 
担当	企画政策課、関係課				
取組内容	各部局に情報提供を行い、クラウドファンディングの利用促進を図るとともに、他都市の実施状況等について調査・研究を行う。				
目標 (目標数値・効果)	より効果的にクラウドファンディングを実施することにより、財源確保につなげる。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	クラウドファンディングの積極的な活用、各部局への積極的な情報提供による利用促進				
	実施 				
取組指標と 目標数値	クラウドファンディングの実施件数(累計)(令和元年度実績:5件)				
	11件	14件	17件	20件	

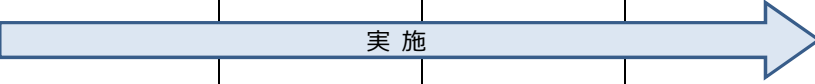
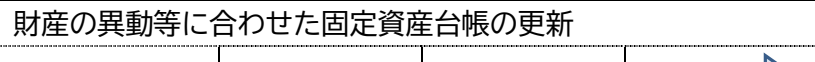
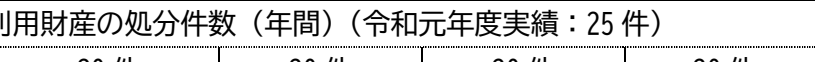
取組項目	35 広告事業等による財源の確保 (1) 広告媒体等の拡大																									
担当	財産管理活用課、デジタル推進課、関係課																									
取組内容	① 広告媒体拡大を推進する。 ② 職員用パソコンへの広告の掲載を行う。																									
目標 (目標数値・効果)	① 広告媒体の拡大により、広告料収入を令和6年度に12,000千円にする。 ② 職員用パソコンへの広告掲載により、財源確保を図る。																									
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
	① 広告媒体の拡大																									
	② 職員用パソコンへの広告の掲載																									
取組指標と目標数値	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">広告料収入額（令和元年度実績：11,211千円）</td> </tr> <tr> <td>11,500千円</td> <td>11,750千円</td> <td>12,000千円</td> <td>12,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">職員用パソコン広告収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120千円</td> <td>120千円</td> <td>120千円</td> <td></td> </tr> </table>				広告料収入額（令和元年度実績：11,211千円）					11,500千円	11,750千円	12,000千円	12,000千円		職員用パソコン広告収入						120千円	120千円	120千円			
広告料収入額（令和元年度実績：11,211千円）																										
11,500千円	11,750千円	12,000千円	12,000千円																							
職員用パソコン広告収入																										
	120千円	120千円	120千円																							

取組項目	35 広告事業等による財源の確保 (2) ネーミングライツ制度の推進					
担当	財産管理活用課、文化スポーツ振興課、関係課					
取組内容	① 未導入のスポーツ施設（スポーツセンター・庭球場等）にネーミングライツ制度を導入する。 ② その他の未導入の施設にネーミングライツ制度を導入する。					
目標 (目標数値・効果)	① 未導入のスポーツ施設（スポーツセンター・庭球場等）にネーミングライツ制度を導入し、財源の確保を図る。 ② その他施設にネーミングライツ制度を導入し、財源の確保を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	未導入のスポーツ施設へのネーミングライツ制度の導入					
	①	実施				
取組指標と 目標数値	命名権料収入額（令和元年度実績：18,796千円）					
	24,648千円	24,868千円	25,088千円	25,308千円		

取組項目	36 ふるさと納税の推進					
担当	企画政策課、市民協働課、関係課					
取組内容	<p>① 本市ならではの返礼品を一層充実させるなど、本市の魅力発信につなげ、ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む）による寄附金額を増加させる。</p> <p>② 徳島市ふるさとサポーター連の連員の加入を促進することで、新規寄附者やリピーターの増加を図る。</p> <p>③ クラウドファンディングに適した協働事業の提案募集を行い、ふるさと納税制度を活用した協働事業を実施する。</p>					
目標 (目標数値・効果)	<p>① 令和6年度に寄附件数を25,000件、寄附額を5億円にする。</p> <p>② 徳島市ふるさとサポーター連の連員数を増加させる。</p> <p>③ ふるさと納税制度を活用した協働事業を推進する。</p>					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	本市の魅力発信につながる返礼品の充実等					
	① 実施					
	民間企業への本市の地方創生事業の積極的なPR					
	② 実施					
徳島市ふるさとサポーター連への加入推進						
② 実施						
ふるさと納税制度を活用した協働事業の実施						
③ 実施						
取組指標と 目標数値	ふるさと納税による寄附件数（令和元年度実績：7,882件）					
	18,500件	20,000件	22,500件	25,000件		
	ふるさと納税による寄附額（令和元年度実績：181,979千円）					
	370,000千円	400,000千円	450,000千円	500,000千円		
	返礼品パートナー企業数（令和元年度実績：49社）					
65社	70社	75社	80社			
ふるさと納税制度を活用した協働事業数						
1事業	1事業	1事業	1事業			




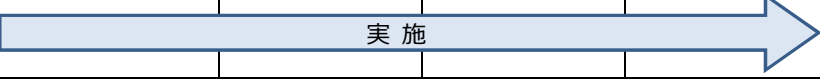

【基本方針3】健全な行財政基盤の確立

戦略8 経営資源の有効活用



取組項目	3.7 公有財産の処分・活用 (1) 未利用財産の積極的な処分・活用				11 社会前けから まちづくりを	17 パートナリングで 目標を達成しよう
担当	財産管理活用課、関係課					
取組内容	① 未利用財産（用途廃止された法定外公共物を含む）の積極的な処分と効果的な活用を図る。 ② 未利用財産の情報提供を充実する。 ③ 財産管理と固定資産台帳の連携の仕組みを構築する。					
目 標 (目標数値・効果)	① 国・県・市の三者による協議会や徳島市公有財産活用推進会議での協議により、未利用財産の早期処分や効果的な活用につなげる。 ② 未利用財産情報の本市ホームページへの掲載や民間不動産関係団体等との連携を行うことで、処分の促進につなげる。 ③ 情報連携により、財産管理の効率化を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	未利用財産の効果的な活用、用途廃止された法定外公共物の速やかな処分	
	①  実施				未利用財産の情報提供の充実による処分の促進	
	②  実施				③ 財産の異動等に合わせた固定資産台帳の更新	
	③  実施					
取組指標と 目標数値	未利用財産の処分件数（年間）（令和元年度実績：25件）					
	20件	20件	20件	20件	未利用財産の処分額（年間）（令和元年度実績：23,699千円）	
19,000千円		19,000千円	19,000千円	19,000千円		



取組項目	3.7 公有財産の処分・活用 (2) 学童保育クラブ等への余裕教室の積極的な活用			
担当	子育て支援課、教育委員会総務課			
取組内容	学童保育クラブ等を新たに開設する場合や、既設の学童施設が老朽化等により建替え・移転等が必要な場合において、学校運営に支障のない範囲で、小学校の余裕教室の活用を積極的に検討する。			
目標 (目標数値・効果)	今後の学童保育クラブ利用希望者数の推移を注視しながら、小学校の余裕教室の活用を最優先の施設整備方法と捉え、待機児童数及び定員超過について改善に努める。			
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	学童保育クラブにおける小学校の余裕教室の活用			
取組指標と 目標数値	学童保育クラブにおける待機児童数（令和2年4月時点：41人）			
	35人	30人	25人	20人
	定員超過クラブ数（令和2年4月時点：13クラブ）			
	12クラブ	11クラブ	10クラブ	9クラブ









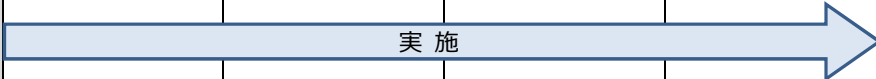

取組項目	38 公共施設の最適化 (1) 公共施設等総合管理計画の推進 			
担当	財産管理活用課、河川水路課、道路建設課、道路維持課、教育委員会総務課、関係課			
取組内容	① 「徳島市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画に基づき、公共施設の最適化及び長寿命化を推進する。 ② 国の下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、都市下水路ストックマネジメント計画を策定する。 ③ 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう長寿命化修繕工事や定期点検を実施するとともに、計画の見直しを行う。 ④ 「徳島市学校施設の長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修工事等を実施する。			
目標 (目標数値・効果)	① 徳島市公有財産活用推進会議において進捗管理を行い、計画において示した施設の目標等の進捗状況を明確にする。 ② 下水道施設の計画的な改築・更新を実施し、財政負担の平準化を図る。 ③ 対症療法型から予防保全型の施設管理を行うことにより、財政負担の低減や平準化を図り、道路の通行性・安全性を確保する。 ④ 建替えを中心とした従来型から、長寿命化を主体としたものに転換し、財政負担の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する。			
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	「徳島市公共施設等総合管理計画」の推進 			
②	都市下水路ストックマネジメント計画の策定・推進 			
③	「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょう長寿命化修繕工事や定期点検の実施、計画の見直し 			
④	「徳島市学校施設の長寿命化計画」に基づく学校校舎等の長寿命化工事等の実施 			



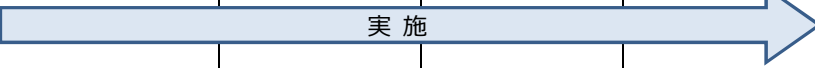
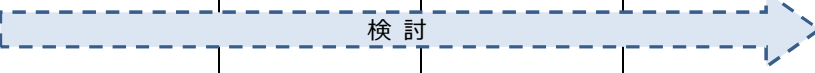
取組指標と 目標数値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	都市下水路ストックマネジメント計画の策定数（箇所数）（累計） （令和元年度実績：2か所）			
	3か所	3か所	4か所	5か所
	長寿命化対策の橋りょう数（累計）（令和元年度実績：11橋）			
76橋	110橋	149橋	計画見直し時 設定（R5）	
学校施設の長寿命化対策実施校数（累計）（令和元年度実績：0校）				
1校	2校	3校	5校	

取組項目	38 公共施設の最適化 (2) 指定管理者制度の導入と運用					
担当	行財政経営課、関係課					
取組内容	指定管理者制度が未導入の公共施設について、導入の可能性や運用方法の検討を行い、導入促進を図る。また、指定管理者制度運用ガイドラインについても、災害対応等におけるリスク分担に関する事など、必要に応じて見直しを行う。					
目標 (目標数値・効果)	市民サービスの向上と経費削減を考慮し、指定管理者制度の導入を検討する。また、指定管理者制度運用ガイドラインの適宜見直しにより、安定かつ持続的な管理運営の実施及びモニタリングによる効果の検証等、制度の適切な運用を図る。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	指定管理者制度の導入可能性の検討、導入の促進					
	実施					
	指定管理者制度運用ガイドラインの適宜見直し					
実施						

取組項目	38 公共施設の最適化 (3) 体育施設のあり方の検討					
担当	文化スポーツ振興課					
取組内容	「スポーツ施設個別施設計画」に基づき、体育施設のあり方を検討する。					
目標 (目標数値・効果)	「スポーツ施設個別施設計画」に基づき、施設の改修・集約化・複合化等の最適化を検討する。					
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	体育施設のあり方の検討（スポーツ施設の統廃合、民間移管等）					
	← 検討				→ 実施	

取組項目	39 就学前教育・保育の最適化 (1) 就学前教育・保育サービスの充実						
担当	子ども政策課、学校教育課						
取組内容	<p>市立教育・保育施設が果たしてきた地域の教育・保育水準の維持・向上や特別な配慮が必要な子どもへの対応など、地域のセーフティネットとしての役割を果たしつつ、人口減少、少子化が進行する中にあっても将来にわたり持続可能な教育・保育サービス提供体制を構築するため、「新たな市立教育・保育施設の再編計画」に基づく取組を推進する。</p> <p>また、待機児童の解消に当たっては、施設整備に頼るのではなく、公・民・学の連携強化により本市全体の保育士確保等を促進するとともに、保育所における0歳児からの受入れや幼稚園における一時預かり時間の延長など、本市が保有する教育・保育資源を最大限活用することで効率的に取り組む。</p>						
目標 (目標数値・効果)	<p>保育士の処遇改善や労務負担の軽減、研修機会の確保・拡大、学生の頃からの保育士就労意欲の醸成などにより、保育の担い手育成・確保を図る。</p> <p>市立幼稚園では、令和3年度から、従来16時までであった一時預かり時間を朝7時半から夕方18時までに延長するとともに、3歳児の預かり実施園を1園増加する。</p>						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	本市全体の保育士確保推進による待機児童の解消						
	← 実施						

取組項目	39 就学前教育・保育の最適化 (2) 幼保再編の推進						
担当	子ども政策課、学校教育課						
取組内容	<p>「新たな市立教育・保育施設の再編計画」に基づき、将来的に市立教育・保育施設は、中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約していく。</p> <p>なお、当面の間は、統合、廃園、民間移管（定員枠移管を含む）により、施設の集約を図りつつ、保育所における0歳児からの受入れや在宅育児家庭相談室の設置、幼稚園における一時預かり時間の延長など、機能強化に取り組む。</p>						
目標 (目標数値・効果)	<p>子ども・子育て支援新制度に基づく質の高い教育・保育等の提供により、市民サービスの向上を図る。</p> <p>令和2年度から令和6年度においては、5中学校区（城東・富田・八万・国府・不動）において、市立保育所等の市立認定こども園への再編及び私立認定こども園への定員枠移管に取り組む。</p> <p>将来的には、市立の教育・保育施設は中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約していく。</p>						
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	市立保育所等の市立認定こども園への再編及び私立認定こども園への定員枠の移管						
取組工程	「新たな市立教育・保育施設の再編計画」に基づく市立幼稚園の機能強化・統合						
							
取組指標と 目標数値	市立保育所及び認定こども園の施設数 (令和2年4月1日時点：24施設)						
	24施設	22施設	21施設	21施設			
取組指標と 目標数値	市立幼稚園の施設数（令和2年4月1日時点：21施設）						
	21施設	20施設	12施設	12施設			

取組項目	40 学校規模の適正化  				
担当	学校教育課				
取組内容	① 学識経験者、行政関係者等からなる「小中学校のあり方検討委員会」等を開催する。 ② 今後の児童推計を踏まえ、小中学校の適正規模や「パッケージスクール」等の小中一貫教育を含めた小規模校対策の可能性について、施設を含む現状の課題を把握・検証し、検討を行う。				
目標 (目標数値・効果)	小中学校の適切な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるとともに、特色ある教育課程、小中一貫及び連携した教育などにより、小規模化する可能性のある学校への学びの質を確保する。				
取組工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		「小中学校のあり方検討委員会」等の開催			
	①	 実施			
	小中学校の再編計画の策定				
②	 検討				

参 考 资 料

I 徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱

徳島市行財政力強化市民会議設置要綱（平成26年4月1日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市の行財政改革の推進に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政改革推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第6条 市民会議に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会を別に設けることができる。

2 専門部会の組織、その他必要な事項は、市長が別に定める。

（解散）

第7条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第8条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

II 徳島市行財政改革推進市民会議委員名簿

(五十音順、敬称略、令和2年11月9日現在)

氏名	所属・役職等	備考
池添 景子	四国大学・学生	
今出 佐知子	徳島商工会議所女性会・副会長	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部・准教授	
小松 新一	徳島経済研究所・事務局長	
近藤 雅美	四国大学経営情報学部・教授	副会長
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会・事務局長	
島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会・会長	
長井 定明	徳島文理大学短期大学部・学部長	会長
板東 恵子	徳島市社会福祉協議会・副会長 徳島市婦人連絡協議会・会長	
藤岡 梨沙	公募市民	

III 徳島市行財政改革推進本部設置要綱

徳島市行財政改革推進本部設置要綱（平成30年4月1日）の一部を改正する。

（目的）

第1条 健全な行財政基盤づくりに向けて、更なる行財政改革を全庁的な体制で着実に推進するため、徳島市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 徳島市行財政改革推進プラン2018の実施に関すること。

(2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市長及び第二副市長をもって充てる。

4 本部員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理局長、消防局長、会計管理者、上下水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 副本部長は、あらかじめ本部長の定めるところにより本部長不在の場合はその職務を代理する。

（会議）

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

（専門部会の設置）

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、行財政改革に関する事項を効率的に検討するための専門部会を別に設けることができる。

2 専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、総務部行政管理総室行財政経営課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

IV 用語解説

あ 行

新たな地域自治協働システム

地域の課題は地域で解決する、自分たちの地域は自分たちでつくるといった理念のもと、地域住民が主体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための仕組み。

新たな日常

新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえて、厚生労働省により例示された、「新しい生活様式」を実践した日常生活。

イーストとくしま観光推進機構

徳島県東部圏域 15 市町村をマーケティング・マネジメントする DMO で、行政と民間企業が一体となり、観光客誘客における観光関連産業の振興と、交流人口拡大による地域活性化を戦略的に促進するために活動する法人。

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入。(地方税、地方譲与税、地方交付税等)

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの内的欲求に対して、その欲求を刺激し、引き出す誘因のこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。主に観光業界において「訪日旅行」「訪日外国人旅行者」のこと。

インフラ

道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

オープンデータ

全ての人が、著作権、特許等の制限なく利用・再

掲載できるデータ。経済の活性化や行政の透明性向上のため行政機関等が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データ。

音訳デイジー

デイジーは、digital accessible information system の略で、カセットテープに代わる録音図書として開発されたもの。目次から、読みたい章節を再生することができる機能を持つ。

か 行

外部委託（アウトソーシング）

自社の業務の一部または全部を、外部の企業等に委託し、その専門的な知識、技術、資源を有効活用することにより、経費削減や事務の効率化を図ること。

学童保育

昼間保護者のいない家庭の児童に対し、学校の終了後に、指導員が遊びの指導をするなど児童が集団で安心して過ごすことができる場を提供し、その健全な育成を図るもの。主に小学校の敷地内や近隣の施設に設けられている。

観光資源

観光客を集めるのに役立つ景観、名所、温泉など、観光やレジャーといった需要に応えられる要素のこと。

企業会計

一般的には株式会社等の民間企業における会計をいうが、地方財政法上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計をいう。本市には、全部が適用される 4 会計（水道事業会計、公共下水道事業会計、旅客自動車運送事業会計、市民病院事業会計）と、一部が適用される 2 会計（中央卸売市場事業会計、商業観光施設事業会計）がある。

基金

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため設けるもの。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、毎年固定的に必要な経費。(人件費、扶助費、公債費)

キャッシュレス

お札や小銭などの現金を使用せずにお金を支払うこと。

共助

地域コミュニティなど近隣で互いに助けあうこと。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

業務継続計画（BCP）

Business Continuity Plan の略。自然災害、大火災、テロ事件等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

クラウドファンディング

個人や企業、その他の機関がインターネットを介して、寄附、購入、投資などの形態で不特定多数の人から資金を調達する仕組み。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。(一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費の補助のために支出されるもの等)

ケアプラン

介護保険制度に基づくサービスの利用計画のこと。

経営戦略

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。施設・整備に関する投資の見通しの試算と、財源の見通しの試算を行い、支出と収入が均衡した投資・財政計画を中心とし、組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化、経営健全化のための取組方針を示すことが求められるもの。

経済財政運営と改革の基本方針

国が経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダ

ーシップを十分に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的に設置している経済財政諮問会議において取りまとめられる基本方針。

経常収支比率

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）などの経常経費に、市税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す比率で、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる。

激甚化

被害の規模や範囲などが極めて大きく激しくなること。

減債基金

歳入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てたもの。

公共サービス

行政から市民に対して直接、公的セクター又は民間機関への出資を通して提供されるサービス。

公助

行政による支援のこと。

行動変革

自己啓発をすることにより意識改革をし、その考えに基づいて行動を起こすこと。

国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される、国の最も重要な統計調査のこと。

国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

コンプライアンス

法令遵守。社会規範に反することなく、公平・公正に業務遂行すること。

さ 行

財政危機宣言

平成 17 年 2 月 16 日に市長が宣言したもので、本市の財政状況がかつてない危機的な状況に直面しており、このままの状態が続けば、近い将来には財政再建団体への転落が必至であった状況を克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、抜本的な改革に取り組む決意を示したものの。

財政再建準用団体

実質収支が赤字になり、財政再建のために地方財政再建促進特別措置法に基づく指定を受けた地方公共団体。市町村では、前年度実質収支において標準財政規模（各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの）の 20%以上の赤字が生じた場合、これに該当した。

現在は、平成 19 年 6 月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく新たな財政再建制度に移行している。

財政調整基金

地方公共団体において年度間の財源の不均衡を調整するため、積み立てられた貯金のこと。

在宅育児家庭相談室

子育てに関する情報や親子の交流・集いの場などを提供する施設。

再任用職員

高齢者雇用促進のため、定年退職者などから採用される職員のこと。

サテライトオフィス

企業や自治体、団体などが、本社などの拠点から離れた場所に設置したオフィススペースのこと。

さわやかスマイル運動

「8つの誓い」をスローガンに掲げ、市民の立場に立った信頼される明るく親しみやすい元気な市役所を目指し、最高の行政サービスを提供することにより、市民満足度の向上を図る運動。

- ① さ わやかな笑顔のあいさつ
- ② わ かりやすく丁寧な言葉づかい
- ③ や さしく親切な対応
- ④ か んじ良く清潔な身だしなみ
- ⑤ ス すんで声をかけ、スピーディーな対応
- ⑥ マ よっている市民に親切、丁寧に

⑦ イ いません難しい役所言葉

⑧ ルールを守って、市民満足度の向上を目指しましょう

時差出勤

有給休暇を取得する方法によらず、所定労働時間はそのままに、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを行うこと。

自助

自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

次世代型行政サービス

行政のデジタル化やデータ活用を通じて民間の取組を活性化させ、新たな民間ビジネスを呼び起こすとともに、民間の知恵と技術を活用した、より効率的で質の高い公的サービス。

持続可能

自然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なこと。

実質公債費比率

公営企業の公債費に対する繰出も含め、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率。18%を超える団体は、地方債発行に国の許可が必要となる。

実質収支

単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。

指定管理者制度

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正により導入された制度。体育施設、教育・文化施設、社会福祉施設等、市民が直接利用する公の施設の管理・運営を民間事業者等の団体が引き、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の節減を図る制度。

市民参加

市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわること。

社会保障関係費

医療、介護等の生活の保障に関する費用。

受益者負担

特定の公共事業の必要な経費にあてるため、その事業によって利益を受ける者が、経費の一部を負担すること。

情報システム

情報処理を行うためのコンピュータシステム。

情報セキュリティ

情報の「機密性」、「完全性」、「可用性」を維持すること。「機密性」とは、許可されていない者に対して、情報を使用不可又は非公開にすること。「完全性」とは、情報資産の正確さ及び完全さを保護すること。「可用性」とは、許可された者が要求したときに、アクセス及び使用が可能であること。

職員提案・chideas（チエダス）運動

「チエダス」は「知恵出す」の意で、本市における職員提案制度のこと。職員の改革意識を高め、職場の活性化を図るとともに、優秀な提案については、事務事業に採用することにより、市民サービスの向上及び効果的・効率的な行財政運営に資することを目的としている。

ジョブローテーション

若手職員について、幅広い能力開発や業務適性の把握を目的として、採用後の一定期間（10～15年程度）をジョブローテーション期間と定め、窓口部門、事業部門、管理部門の各分野を経験できるような人事配置を行う本市の取組。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

人口減少社会

出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく社会。

人材育成基本方針

長期的かつ総合的な観点で、職員の能力開発を効果的に推進するために人材育成の目的、方策等を明確にした本市の方針。

スクラップアンドビルド

事務事業の見直しを行い、既存の事務事業の廃止や統合（スクラップ）により生み出された財源等

を新規の事務事業（ビルド）に振り向ける手法や方式。

ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

ストレスチェック制度

定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場の改善に繋げることにより、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するもの。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生産年齢人口

生産活動の中心となる年齢の層のことで、15歳以上65歳未満の人口が該当する。

選択と集中

従来の延長線上の取組にとどまることなく、真に必要なかつ効果的な分野へ政策資源の選択と集中を進めること。

た 行

対症療法型

不具合が顕在化してから対応する手法。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出される、お互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。

地域自治

地域のことを、地域住民自らが考え、決定し、行動すること。

地区自主防災連合組織

小学校区単位以上で組織した自主防災組織。

地区別津波避難計画

津波浸水想定区域を抱えるすべての自主防災組織等が、地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように作成する計画。

地産地消

地域生産・地域消費の略で、地域で生産された農林水産物をその地域内で消費すること。

地方行政サービス改革

平成 27 年 8 月の総務省からの通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」に基づく取組。地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めること。

地方交付税

地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税。財源不足額に対して交付される普通交付税と、普通交付税の機能を補完するために交付される特別交付税の 2 種類がある。

地方債

自治体の借金のこと、基本的に道路などの社会資本を整備するためのものであり、「赤字の補てん」ではなく、長く使う施設の費用を（建設するときの世代だけでなく）将来使用する世代の人にも公平に負担してもらうために行うもの。

地方創生

第 2 次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

長寿命化

老朽化した建物やインフラ等について、物理的な不具合を直して耐久性を高めたり、持っている機能を求められる水準まで引き上げたりすること。

徴税吏員

市税等の賦課徴収事務に従事する職員。

津波避難計画

地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間において、住民等の生命、身体を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画。

定住自立圏

中心市と周辺市町村が、自らの意思で 1 対 1 の協定を積み重ねる結果として形成される圏域。中心市の要件は、人口 5 万人程度以上で昼夜間人口比率が 1 以上の都市とされている。

「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、お互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタル技術の導入と浸透による、既存の組織や制度等の変革のこと。

デジタルブック

パソコンやスマートフォン等の画面上で本をめくるように読むことができる技術。

テレワーク

ICT を活用した、場所や時間に捕らわれない柔軟な働き方のこと。

電子申告（エルタックス）

地方税の申告、申請等の手続きが、インターネットを利用して行えるシステム。

東京一極集中

日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏（特に東京都）に集中している状況のこと。

投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費等）

とくしまIPPIN店

徳島東部の野菜等をたくさんの人に知ってもらい、広く親しんでもらうために、それらを使ったメニューを提供している店舗で、本市が認定している。

徳島市個人情報保護条例

個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした条例。

徳島市市民参加基本条例

市民参加によるまちづくりを一層進めるため、市の基本的事項を定める計画の策定や条例の制定等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で、市民が市政に対して意見を述べ、提案するための基本的な仕組みについて定めた条例。

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

徳島東部圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、中心市である本市と周辺 11 市町村（小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町）が連携して推進する具体的取組を示したものの。

徳島市特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、子育て中の職員や女性職員をはじめ、男女が共に子育て等の生活と仕事を両立し、十分に能力を発揮できる職場になるよう、各任命権者が連名で策定した行動計画。

特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病に関して、40 歳以上 75 歳未満の人を対象に保険者が実施する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクを検査するもの。なお、メタボリックシンドロームとは、「内臓脂肪症候群」ともいわれ、内臓脂肪型肥満に加え、軽度でも高血糖・高血圧・脂質異常症などの動脈硬化の危険因子を 2 つ以上合わせ持っている状態をいう。

特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。

特区

民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を活性化させたり、新たな産業を創出したりするため

に、国が規制を緩和する等の特例措置を適用する地域。

な 行

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

任期付職員

選考により任期を定めて採用される、専門的な知識・経験や優れた見識を持つ職員のこと。

認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利で、「施設命名権」とも呼ばれる。

農地情報公開システム

市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づき、農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なシステム。インターネットを利用して、新規参入を希望する「農地の受け手」が全国から希望の農地を無料で探すことが出来る。

は 行

働き方改革

働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。

パブリックコメント手続

徳島市市民参加基本条例に基づく市民参加手続の方法のひとつ。本市の基本的な施策等に関する計画の策定や条例の制定にあたり、あらかじめ案を広く公表し、これに対する市民等からの意見を考慮して対象施策を定めるとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。

避難行動要支援者

災害対策基本法で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

標準財政規模

地方自治体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる、経常的な一般財源の規模。

5G

第5世代移動通信システムの略称で、「高速大容量」、「高信頼・低遅延通信」、「多数同時接続」の3つの特徴があり、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすと言われている。

ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること。

フォロワー

SNSにおいて、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能を利用し、同ユーザーの活動を追っている者。

複線型の人事管理

市民ニーズの高度化や複雑化への確に対応するため、これまでのような行政全般にわたって幅広い知識や技術を持つゼネラリストの育成に加え、特定の分野について、高度な専門知識や技術を備えたスペシャリストを育成していく人事管理。

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費。生活保護費等がこれにあたる。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

ふるさと納税

生まれ育った故郷や、応援したい自治体に寄付ができる仕組みのこと。寄附金額を現に居住する自治体に申告することにより、税法上の控除を受けることができる。

ふるさとサポーター連

本市にふるさと納税をした人や興味がある人に参加してもらうもの。加入者との継続的なつながりを持つことを目的に活動している。

ふれあい収集

家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、自宅まで家庭ごみの収集に行き、希望者にはごみが出ていない場合に声かけをして、安否確認を行うサービス。

返礼品パートナー企業

ふるさと納税に対する返礼品を提供してもらっている事業者。

包括連携協定

民間企業や大学などと、双方の持つ資源を有効に活用し、協働して地域活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的に締結された協定。

防火・防災リーダー

平常時は、地域の防火・防災活動の推進役として、広報活動や訓練の企画を行い、災害発生時には、地域活動の中核で指導的な役割を担う人を指し、具体的には、自主防災組織のリーダーや市民防災指導員等をいう。

また、企業や団体等においては、災害発生時の消火・避難誘導等の指揮者を指し、具体的には企業等の自衛消防隊の隊長をいう。

法定外公共物

水路、里道といった法律が適用されない公共物。

ま 行

マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続をワンストップで行うことや、行政機関からのお知らせを確認することなどが可能な国のオンラインサービスのこと。

マイナンバーカード

個人番号を証明する書類で、本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

民間活力

民間企業の持つ資金力や事業能力、ノウハウなど。

モニタリング

計画や指標に照らして、現在提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、観察、把握、評価すること。

や行

予防保全型

点検診断等により、劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法。

余裕教室

児童生徒数の減少により、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと。

ら行

リモートワーク

会社から離れた場所で働くこと。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足を補うための特例として発行される地方債のことで、償還費用は全額地方交付税で措置される。

類似団体

全国の市区町村を「指定都市」「特別区」「中核市」「特例市」「その他の一般市」「町村」に区分し、さらに、市町村を「人口」と「産業構造」の2要素の組合せによって類型別に分類したもの。その中で同じ類型に属する団体を指す。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様

な生き方が選択・実現できる社会とされる。

ワズスペンディング

政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること。

A～Z行

AI

Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。人間が使う言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習するコンピュータシステムのこと。

CSV

Comma Separated Valuesの略。いくつかの項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータ及びテキストファイル。

DMO

Destination Management Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、従来から使われている「IT」(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

IoT

Internet of Thingsの略で、様々な「モノ(物)」がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。

KPI

Key Performance Indicatorsの略。目標達成に向けた具体的な業務プロセスの進捗を測るために設定する指標の中でも特に重要なもの。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し、

自らの手で、課題を解決しようとする団体（民間非営利団体（組織））。

OJT

On the Job Training の略。職場内研修のことで、仕事に直接必要な知識や技能を上司・同僚から職場を通じて身に付けること。

PDCAサイクル

企業活動等において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの頭文字を取ったもの。最後の Action の実施を受け、次のPDCAサイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

RPA

Robotic Process Automation の略で、業務の自動化・省力化のため、データ入力やデータチェック等人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳される。2016年から2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。

SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

Society 5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5つ目の社会として第5期科学技術基本計画において提唱された考え方。先端技術の活用や情報の共有により、新たな価値が創造されるとともに、様々な社会課題が解決される社会のこと。

徳島市行財政改革推進プラン 2021

～質の高い持続的な成長の実現～

令和3年（2021年）3月発行

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

編集 徳島市行財政改革推進本部

（事務局：総務部 行財政経営課）

TEL:088-621-5113 FAX:088-624-3125

